

○固定資産評価基準 平成15年度基準【部分掲載】 (No.27 平成14年07月09日告示第409号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)
昭和39年01月25日	自治省告示第3号・一部改正	(現No.02)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一)
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)
昭和59年12月25日	自治省告示第214号・一部改正	(現No.14)
昭和62年12月23日	自治省告示第191号・一部改正	(現No.15)
平成02年12月25日	自治省告示第203号・一部改正	(現No.16)
平成05年11月22日	自治省告示第136号・一部改正	(現No.17)
平成08年09月03日	自治省告示第192号・一部改正	(現No.18)
平成08年10月24日	自治省告示第242号・一部改正	(現No.19)
平成08年12月24日	自治省告示第289号・一部改正	(現No.20)
平成10年03月16日	自治省告示第87号・一部改正	(現No.21)
平成11年05月18日	自治省告示第132号・一部改正	(現No.22)
平成11年09月14日	自治省告示第198号・一部改正	(現No.23)
平成12年01月28日	自治省告示第12号・一部改正	(現No.24)
平成12年09月01日	自治省告示第217号・一部改正	(現No.25)
平成12年12月28日	自治省告示第306号・一部改正	(現No.26)

平成14年07月09日 総務省告示第409号・一部改正 (現No.27)

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)

第3節 宅地

第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)

第5節 鉱泉地

第6節 池沼

第7節 山林

第8節 牧場

第9節 原野

第10節 雑種地 (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)

第11節 その他 (追加:平08.12告示192号)

第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)

第2章 家屋

第1節 通則

第2節 木造家屋

第3節 非木造家屋

第4節 経過措置

第3章 償却資産

第1節 償却資産

第2節 取替資産の評価の特例

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例 (一部改正:平12.01告示12号)

第1章 土地 (略)

第2章 家屋

第1節 通則

一 家屋の評価

家屋の評価は、木造家屋及び木造家屋以外の家屋(以下「非木造家屋」という。)の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点一点当りの価額を乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

二 評点数の付設

各個の家屋の評点数は、当該家屋の再建築費評点数を基礎とし、これに家屋の損耗の状況による減点を行って付設するものとする。この場合において、家屋の状況に応じ必要があるものについては、さらに家屋の需給事情による減点を行うものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

三 評点一点当たりの価額の決定及び提示平均価額の算定 (一部改正:平12.01告示12号)

1 評点一点当たりの価額の決定

評点一点当たりの価額は、木造家屋又は非木造家屋の指示平均価額に木造家屋又は非木造家屋の総床面積を乗じ、これをその付設総評点数(第2節又は第3節によつて付設した各個の木造家屋又は非木造家屋の

評点数を合計した総評点数をいう。)で除して得た額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、提示平均価額は、道府県庁所在の市及び東京都特別区(以下本章において「指定市」という。)にあつては、総務大臣が算定し、都道府県知事及び指定市の長に通知するものによるものとし、指定市以外の市町村にあつては、指定市の提示平均価額を参考として、都道府県知事が算定し、市町村長に通知するものによるものとする。(一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平12.01告示12号、大臣名変更:平12.12告示306号)

2 指定市の指示平均価額の算定

総務大臣は、木造家屋又は非木造家屋の別に、次により、指定市の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して、指定市の家屋の指示平均価額を算出するものとする。(大臣名変更:平12.12告示306号)

- (1) 指定市の長は、当該市に所在する家屋を構造、程度等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準的な家屋を基準家屋として選定するものとする。(一部削除:平12.01告示12号)
- (2) 指定市の長は、基準家屋について固定資産評価基準によつて付設した評点数及び当該基準家屋の前年度の評価額その他総評価見込額の算定において必要な事項を総務大臣に報告するものとする。(一部削除:平12.01告示12号、大臣名変更:平12.12告示306号)
- (3) 総務大臣は、指定市の長が報告した基準家屋の評点数について検討し、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、当該評点数について所要の調整を行うものとする。(大臣名変更:平12.12告示306号)
- (4) 総務大臣は、指定市に所在する家屋について、次により、在来分の家屋(新增分の家屋以外の家屋をいう。)及び新增分の家屋(当該年度において新たに課税の対象となる家屋をいう。)の別に、総評価見込額を算出し、これを合計して指定市の家屋の総評価見込額を算出するものとする。

(一部削除:平12.01告示12号、大臣名変更:平12.12告示306号)

ア 在来分の家屋の総評価見込額の算出

- (7) (2)によつて指定市の長が報告した在来分の基準家屋の評点数(3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数)に、総務大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乘じ、当該基準家屋の評価見込額を求めものとする。この場合において、総務大臣が定める率は「資材費、労務費及び建築工事に直接必要とする諸経費等の工事原価(以下「工事原価」という。)に相当する費用の東京都(特別区の区域)における物価水準に対する当該指定市における物価水準の割合」と「家屋の再建築費のうち、工事原価に相当する費用に対する当該費用以外の費用の割合に一を加えた数値」とを相乗した率を基礎として定めるものとする。(一部改正:昭47.12告示304号、一部削除:平12.01告示12号、大臣名変更:平12.12告示306号)

- (イ) (7)によつて求めた基準家屋の評価見込額の前年度の評価額に対する割合を求める。

- (ウ) 指定市に所在する在来分の家屋を(イ)の割合が同様であると認められる家屋ごとに区分する。この場合において、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、(1)によつて区分した家屋の区分ごとに認定するものとするが、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、これらを合わせ、一の家屋の区分に属するものうちで当該割合が異なると認められるものがあるときは、当該割合が異なるものごとに区分する。

- (I) (イ)の割合が同様であると認められる家屋の区分ごとに、その前年度の評価額の合計額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該区分に係る家屋の評価見込額を算出する。

- (ウ) (I)によつて算出した家屋の各区分に係る評価見込額を合計して在来分の家屋の総評価見込額を算出する。(一部改正:平11.05告示132号)

イ 新增分の家屋の総評価見込額の算出

- (7) (2)によつて指定市の長が報告した新增分の基準家屋の単位床面積当たり評点数((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数)にアの(7)の自治大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乘じ、当該家屋に係る単位床面積当たり評価見込額を求めものとする。(一部改正:平11.05告示132号、一部削除:平12.01告示12号)

- (イ) 当該指定市における評点付設の状況を検討し、新增分の家屋を基準家屋に類似する家屋ごとに区分する。

- (ウ) (7)の基準家屋の単位床面積当たり評価見込額を基礎として求めた単位床面積当り評価見込額に(イ)によつて区分された家屋の床面積を乗じて当該区分に係る家屋の評価見込額を算出する。(一部改正:平11.05告示132号)

- (I) (ウ)によつて算出された家屋の各区分に係る評価見込額を合計して新增分の家屋の総評価見込額を算出する。(一部改正:平11.05告示132号)

- (5) (4)によつて総務大臣が算出した総評価見込額と当該指定市の長が固定資産評価基準によつて付設する見込総評点数を一円に乘じて得た額とが相違する場合において、その相違が総務大臣が総評価見込額を算出するに当たつて用いた(4)のアの(7)の総務大臣が定める率に係るものである場合を除き、総務大臣は、当該指定市における家屋の評価方法の内容を検討し、必要があると認めるときは当該指定市における見込総評点数を基礎として総評価見込額を修正するものとする。(大臣名変更:平12.12告示306号)

3 指定市以外の市町村の指示平均価額の算定

- (1) 都道府県知事は、指定市以外の市町村について、木造家屋又は非木造家屋の別に、2と同様の方法によつて、市町村の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して当該市町村の木造家屋又は非木造家屋の指示平均価額を算定するものとする。

- (2) 総務大臣は、(1)によつて算定した市町村の提示平均価額及びその算定の基礎を報告するよう都道府県知事に求めることができるものとする。(一部削除:平12.01告示12号、大臣名変更:平12.12告示306号)

- (3) 総務大臣は、(2)によつて都道府県知事から報告を受けた提示平均価額及びその算定の基礎を検討し、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、指示平均価額について所要の修正を行うよう関係都道府県知事に通知するものとする。(一部改正:平11.05告示132号、一部削除:平12.01告示12号、大臣名変更:平12.12告示306号)

- (4) 都道府県知事は、(3)による自治大臣の通知があつた場合においては、関係市町村の提示平均価額について、所要の修正を行うものとする。(一部改正:平11.05告示132号、一部削除:平12.01告示12号)

四 増築された家屋の評価

一棟(ひとつね)の家屋に増築された部分があるときは、当該家屋を増築された部分とその他の部分とに区分し

て評点数を付設するものとする。ただし、実情に応じ増築された部分とその他の部分とに区分することが困難であると認められる場合等においては、これを区分しないで評点数を付設しても差し支えないものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

五 非課税部分等のある家屋の価値の区分

一棟(ひとむね)の家屋について固定資産税を課することができる部分とこれを課することができない部分とがある場合その他一棟(ひとむね)の家屋の価額を二以上の部分に区分して求める必要がある場合においては、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めるものとする。ただし、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めることが困難であると認められるときは、当該家屋の価額をそれぞれの部分の占める床面積の割合その他それぞれの部分の価額を求めるのに適当と認められる基準によつてあん分してそれぞれの部分の価額を求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

六 再建築費評点基準表の補正等

1 市町村長は、「木造家屋再建築費評点基準表」(別表第8)(以下「木造家屋評点基準表」という。)又は「非木造家屋再建築費評点基準表」(別表第12)(以下「非木造家屋評点基準表」という。)を当該市町村に所在する家屋について適用する場合において木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

2 市町村長は、当該市町村に所在する家屋で当該家屋の構造等からみて木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を適用して評価することが困難なものがあるとき又は適当でないものがあるときは、当該家屋の構造、様式、施工量等の実態に応じ、木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表の例によつて当該家屋に係る木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を作成してこれを適用するものとする。

(一部改正:平11.05告示132号、一部削除:平12.01告示12号)

七 建築設備の評価 (一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平11.05告示132号、一部削除:平12.01告示12号)

家屋の所有者が所有する電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつて、家屋の効用を高めるものについては、家屋に含めて評価するものとする。

第2節 木造家屋

一 評点数の算出方法 (全改:平10.03告示87号)

1 木造家屋の評点数は、当該木造家屋の再建築費評点数を基礎として、これに損耗の状況による減点補正率を乗じて付設するものとし、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該木造家屋について需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。(一部改正:平12.09告示217号)

〔算式〕

評点数＝再建築費評点数×経過年数に応ずる減点補正率

(経過年数に応ずる減点補正率によるものが、天災、火災その他の事由により当該木造家屋の状況からみて適当でない認められる場合にあつては、評点数＝(部分別再建築費評点数×損耗の程度に応ずる減点補正率)の合計) (算式全改:平12.09告示217号)

2 市町村長は、当該市町村に所在する木造家屋の状況に応じ、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」又は「三 比準による再建築費評点数の算出方法」のいずれかにより再建築費評点数を求めるものとする。ただし、在来分の木造家屋に係る再建築費評点数は「四 在来分の木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法」により求めるものとする。(全改:平12.01告示12号)

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、当該木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

(後段削除:昭和47.12告示第304号、一部改正:平10.03告示87号)

木造家屋評点基準表によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて当該木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

木造家屋の再建築費評点数は、次の「木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。

〔木造家屋再建築費評点数の算出要領〕

1 木造家屋評点基準表の適用

木造家屋評点基準表の適用に当たつては、次によつて、各個の木造家屋に適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(1) 各個の木造家屋の構造の相違に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかにかわからず、当該木造家屋の本来の構造によりその適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(後段削除:昭和47.12告示第304号)

(2) 木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(3) 一棟(ひとむね)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

2 床面積の算定

各個の木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室又はこれに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号)
木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

(全改:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号)

部分別	内 容										
(1) 屋根	<p>建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根小屋組(やねこやくみ)、屋根仕上(やねしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア 屋根小屋組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 和小屋組(わこやくみ)</td> <td>敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)小屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、樺木(たると)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 洋小屋組(ようこやくみ)</td> <td>敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(かつしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、谷木(たにぎ)、樺木(たると)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ) 裏板(うらいた)(野地板(のいた)又は野地小舞(のじこまい)、土居葺(どいぶき)、(柿板(けけらいた)、檜板(ひのきいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦棧(かわらざん)、土留棧(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんふきしあげ)材料、(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)</p>	種 別	内 容	(ア) 和小屋組(わこやくみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)小屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、樺木(たると)	(イ) 洋小屋組(ようこやくみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(かつしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、谷木(たにぎ)、樺木(たると)				
種 別	内 容										
(ア) 和小屋組(わこやくみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)小屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、樺木(たると)										
(イ) 洋小屋組(ようこやくみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(かつしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、谷木(たにぎ)、樺木(たると)										
(2) 基礎	<p>建物を支える建物の基脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 準備工事</td> <td>敷地整理(しきちせいり)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、根伐(ねざり)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 地業工事</td> <td>砂利地業(じりじぎょう)、割栗地業(かりくりじぎょう)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 基礎工事</td> <td>石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 準備工事	敷地整理(しきちせいり)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、根伐(ねざり)	(イ) 地業工事	砂利地業(じりじぎょう)、割栗地業(かりくりじぎょう)	(ウ) 基礎工事	石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分		
種 別	内 容										
(ア) 準備工事	敷地整理(しきちせいり)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、根伐(ねざり)										
(イ) 地業工事	砂利地業(じりじぎょう)、割栗地業(かりくりじぎょう)										
(ウ) 基礎工事	石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分										
(3) 外 壁	<p>建物の外周壁(がいしゅうへき)の壁面仕上(へきめんしあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)				
種 別	内 容										
(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(4) 柱・壁 体	<p>建物の壁体骨組(へきたいねぐみ)を構成する部分のうち柱及び枠組壁体(わくぐみへきたい)等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 土 台</td> <td>側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 柱</td> <td>通柱(とおししら)、管柱(くだしら)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 枠組壁体</td> <td>上枠(うわわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)</td> </tr> <tr> <td>(エ) その 他</td> <td>筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 土 台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)	(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)	(ウ) 枠組壁体	上枠(うわわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)	(エ) その 他	筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)
種 別	内 容										
(ア) 土 台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)										
(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)										
(ウ) 枠組壁体	上枠(うわわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)										
(エ) その 他	筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)										
(5) 内 壁	<p>間仕切壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)				
種 別	内 容										
(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(6) 天 井	<p>天井面の仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね 次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 竿縁天井(さおぶちてんじょう)</td> <td>釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、天井板</td> </tr> <tr> <td>(イ) 格天井(ごうてんじょう)</td> <td>釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡板、塗装</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 竿縁天井(さおぶちてんじょう)	釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、天井板	(イ) 格天井(ごうてんじょう)	釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡板、塗装				
種 別	内 容										
(ア) 竿縁天井(さおぶちてんじょう)	釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、天井板										
(イ) 格天井(ごうてんじょう)	釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡板、塗装										
(7) 造 作	<p>建物の装飾等の目的をもって各部構造体に取り付けられるものをいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <p>敷居(しきい)、鴨居(かもい)、長押(ながし)、釣束(ついでづか)、欄(まくさ)、窓台(まどだい)、付鴨居(つけかもい)、豊寄(たたまよせ)、中束(なかづか)、無目(むめ)、上枠(うわわく)、壁枠(たてわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、欄間(らんま)、手摺(てすり)、床間(とこのま)(書院(しよいん)、脇床(わきど)を含む。)</p>										
(8) 床	<p>叩床(たたきゆか)、転床(ころばしゆか)、東立床(つかたてゆか)及び階上床(かいじょうゆか)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容								
種 別	内 容										

	(ア) 叩床(たたきゆか)	地盤面に直接割栗石(わりりい)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。
	(イ) 転床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。
	(ウ) 束立床(つかたてゆか)	束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根搦貫(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)
	(エ) 階上床(かいじょうゆか)	梁(はり)、台輪(だいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)
(9) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ふすま)、障子(しょうじ)、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口戸等をいう。	
(10) その他工事	(1)から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひし)、樋(とけ)及び階段等がこれに含まれる。	
(10) 建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。	
(11) 仮設工事	敷地の仮固(かりがこい)、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。	
(12) その他工事	(1)から(11)までのいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひし)、樋(とけ)及び階段等がこれに含まれる。	

4 評点項目及び標準評点数

- (1)「評点項目」は、木造家屋の構造に応じ、木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点数を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の1円を一点として表しているものである。(一部削除:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分に二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

5 補正項目及び補正係数

- (1) 木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」の欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている該当補正係数によつて標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。
- (2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三 比準による再建築費評点数の算出方法 (第三の二項追加:昭41.10告示142号、一部改正:平10.03告示87号、一部削除:平12.01告示12号)

比準による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号、一部削除:平12.01告示12号)

- 1 当該市町村に所在する木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき木造家屋を標準木造家屋として定める。(一部改正:平10.03告示87号)
- 2 標準木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。(一部改正:平10.03告示87号、一部改正:平12.01告示12号)
- 3 標準木造家屋以外の木造家屋で当該標準木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下本項において「比準木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準木造家屋と当該標準木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を考慮し部分別再建築費評点数又は再建築費評点数に比準して付設する。(一部改正:平10.03告示87号、一部改正:一項繰上:平12.01告示12号)

四 在来分の木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法 (本項追加:平12.01告示12号、一部改正:平14.07告示409号)

在来分の木造家屋に係る再建築費評点数は、次の算式によつて求めるものとする。ただし、当該市町村に所在する在来分の木造家屋の実態等からみてこの方法によることが適当でないことと認められる場合又は個々の在来分の木造家屋に地方税法第349条第2項各号に掲げる事情があることによりこの方法によることが適当でないことと認められる場合においては、二又は三によつて再建築費評点数を求めることができるものとする。

(算式)

再建築費評点数＝基準年度の前年度における再建築費評点数×再建築費評点補正率

- 1 基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第2章第1節及び第2節によつて求めたものをいう。
- 2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。

五 損耗の状況による減点補正率の算出方法（一項繰上：平12.01告示12号）

木造家屋の損耗による減点補正率は、経過年数に応ずる減点補正率によるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該木造家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと思われる場合においては、損耗の程度に応ずる減点補正率によるものとする。

木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算出するものとする。（一部改正：平12.09告示217号）

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

- (1) 経過年数に応ずる減点補正率（以下本節において「経年減点補正率」という。）は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであつて、木造家屋の構造区分及びその延べ床面積1.0m²当たり再建築費評点数の区分に従い、「木造家屋経年減点補正率基準表」（別表第9）に示されている当該木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。（一部改正：平11.05告示132号、一部改正：平12.09告示217号）
- (2) 木造家屋の損耗が積雪又は寒冷によつて増大する地域に属する市町村に所在する木造家屋の経年減点補正率は、木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、「積雪地域又は寒冷地域の級地の区分」（別表第9の2）に定める市町村ごとの積雪地域又は寒冷地域の級地の区分に応じ次表に掲げる率（当該市町村が積雪地域又は寒冷地域に該当するときは、それぞれの率を合計して得た率とし、その率が百分の二十五を超えるときは百分の二十五とする。）を一から控除して得られる補正率を乗じたものによるものとする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。なお、別表第9の2に掲げる市町村が関係する廃置分合又は境界変更（以下本節において「廃置分合等」という。）があつた場合における当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（以下本節において「廃置分合等後の市町村」という。）の区域のうち廃置分合等の日の前日において別表第9の2に掲げる市町村のいずれかに該当した部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の市町村の区域に適用された級地の区分を適用するものとし、同節五1(2)後段の規定の適用を受ける市町村が関係する廃置分合等があつた場合における当該廃置分合等後の市町村の区域のうち廃置分合等の日の前日において同節五1(2)後段の規定の適用を受けた部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の部分に同節五1(2)後段の規定により適用することとされた級地の区分を適用するものとする。（一部改正：平05.11告示136号、一部改正：平11.05告示132号、なお書道加：平12.09告示217号）

率	積雪地域の率	寒冷地域の率
1 級地	百分の十	百分の五
2 級地	百分の十五	百分の八
3 級地	百分の二十	百分の十
4 級地	百分の二十五	百分の十三
5 級地	—	百分の十五

（一部改正：昭44.12告示201号、全改：昭和47.12告示304号、全改：平05.11告示136号）

- (3) 経過年数が一年未満であるとき又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。（一部改正：平11.05告示132号）
- (4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟（ひとむ）の木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれの部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。（一部改正：平11.05告示132号）

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

- (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率（以下本節において「損耗減点補正率」という。）は、「部分別損耗減点補正率基準表」（別表第10）によつて各部分別に求めた損耗残価率に、当該木造家屋について木造家屋経年減点補正率基準表によつて求めた経年減点補正率を乗じて各部分別に求めるものとする。損耗残価率は、各部分別の損耗の現況を通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる損耗の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めたものであり、当該木造家屋の各部分別の損耗の程度に応じ、部分別損耗減点補正率基準表により求めるものとする。ただし、市町村長は、当該市町村に所在する木造家屋の損耗の程度、構造等の実態からみて部分別損耗減点補正率基準表を適用することが困難であると認める場合その他特に必要があると認める場合は、部分別損耗減点補正率基準表について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。（ただし書道加：平12.01告示12号、一部改正：平12.09告示217号）
- (2) 損耗減点補正率は、木造家屋の各部分別ごとに、当該部分別を通じた損耗の状況に応じて一の損耗減点補正率を求めるものとする。（一部改正：平11.05告示132号、全改：平12.09告示217号）

六 需給事情による減点補正率の算出方法（一項繰下：平12.01告示12号）

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている木造家屋、所在地域の状況によりその価格が減少すると認められる木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第3節 非木造家屋

一 評点数の算出方法（全改：平10.03告示87号）

- 1 非木造家屋の評点数は、当該非木造家屋の再建築費評点数を基礎として、これに損耗の状況による減点補正率を乗じて付設するものとし、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該非木造家屋について需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該非木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。

〔算式〕

評点数＝再建築費評点数×経過年数に応ずる減点補正率

(経過年数に応ずる減点補正率によるものが、天災、火災その他の事由により当該非木造家屋の状況からみて適当でない認められる場合にあつては、評点数＝(部分別再建築費評点数×損耗の程度に応ずる減点補正率)の合計) (一部改正:平12.09告示217号)

- 2 市町村長は、当該市町村に所在する非木造家屋の状況に応じ、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」又は「三 比準による再建築費評点数の算出方法」のいずれかにより再建築費評点数を求めるものとする。ただし、在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数は「四 在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法」により求めるものとする。(全改:平12.01告示12号)

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

非木造家屋の再建築費評点数は、当該非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

非木造家屋評点基準表によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて当該非木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次の「非木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

〔非木造家屋再建築費評点数の算出要領〕

1 非木造家屋評点基準表の適用

非木造家屋評点基準表の適用に当たつては、次によつて、各個の非木造家屋に適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(1) 各個の非木造家屋の構造の相違に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該非木造家屋の本来の構造によりその適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。

(2) 非木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき非木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該非木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る非木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(3) 一棟(ひとつね)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある非木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する非木造家屋評点基準表を適用するものとする。

2 床面積の算定 (一部改正:平11.05告示132号)

各個の非木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる非木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室、エレベーター室又はこれらに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号)

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部分別	内 容
(1) 主体構造部	(鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、これを鉄筋で補強し、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (鉄骨造) 形綱と綱仮とを組合せ、ボルト接合又は溶(よう)接によつて構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (れんが、コンクリートブロック造) れんが又はコンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、通常鉄筋で補強した基礎、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。
(2) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根切(ねぎり)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭打地業(かうちじぎょう)及び割栗地業(わりくりじぎょう)等をいう。
(3) 外周壁骨組	建物の外周壁(がいしゅうへき)の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。
(4) 間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。
(5) 外部仕上	建物の外周壁(がいしゅうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(6) 内部仕上	建物の内周壁(ないしゅうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(7) 床仕上	床の仕上部分とその下地部分をいう。

(8) 天井仕上	天井の仕上部分とその下地部分をいう
(9) 屋根仕上	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等を除いた屋根葺下地(やねぶきしたじ)、仕上部分、防水層等をいう。
(10) 建具	窓、出入口等の建具及びその取付枠(とりつけわく)並びにスチールシャッター等をいう。
(11) 特殊設備	劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の手摺(てすり)等に別に装飾を施したものをいう。
(12) 建築設備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。
(13) 仮設工事	敷地の仮囲(かりがこい)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、足場、工事仮事務所等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
(14) その他の工事	(1)から(13)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。

(表一部改正:昭47.12告示304号、表全改:平11.05告示132号)

4 評点項目及び標準評点数

(1) 「評点項目」は、非木造家屋の構造に応じ、非木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点表を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な非木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、非木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

(2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の1円を一点として表しているものである。(一部改正:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号)

(3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分の二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

(4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、各部分の使用資材等の数量が明確なときは、当該使用資材等に適用されるべき標準評点数に当該数量を乗じて当該部分の再建築費評点数を求めるものとする。この場合において、当該数量を乗じる標準評点数は「単位当たり標準評点数」(別表第12の2)に定める標準評点数とする。なお、「単位当たり標準評点数」について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、「単位当たり標準評点数」について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。(全改:平11.05告示132号、全改:平12.01告示12号)

5 補正項目及び補正係数

(1) 非木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によつて標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(2) 4(4)の規定に基づき各部分別に再建築費評点数を求める場合は、施工の程度に応ずる必要な補正を行うものとする。(本号追加:平12.01告示12号)

(3) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。(一号線下:平12.01告示12号)

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三 比準による再建築費評点数の算出方法

(本号追加:昭41.10告示142号、一部改正・一項線下:平10.03告示87号、項番号(旧二の三)変更:平12.01告示12号)

比準による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

1 当該市町村に所在する非木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき非木造家屋を標準非木造家屋として定める。(一部改正:平10.03告示87号)

2 標準非木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。

(一部改正:平10.03告示87号、一部改正:平12.01告示12号)

3 標準非木造家屋以外の非木造家屋で当該標準非木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下本項において「比準非木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準非木造家屋と当該標準非木造

家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を考慮し、当該標準非木造家屋の部分別再建築費評点数又は再建築費評点数に比準して付設するものとする。(一部改正:平12.01告示12号)

四 在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法 (本項追加:平12.01告示12号、一部改正:平14.07告示409号)

在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数は、次の算式によつて求めるものとする。ただし、当該市町村に所在する在来分の非木造家屋の実態等からみてこの方法によることが適当でないと思められる場合又は個々の在来分の非木造家屋に地方税法第349条第2項各号に掲げる事情があることによりこの方法によることが適当でないと思められる場合においては、二又は三によつて再建築費評点数を求めることができるものとする。

(算式)

再建築費評点数=基準年度の前年度における再建築費評点数×再建築費評点補正率

1 基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第2章第1節及び第3節によつて求めたものをいう。

2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。

五 損耗の状況による減点補正率の算出方法 (二項繰下:平12.01告示12号)

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、経過年数に応ずる減点補正率によるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該非木造家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと思められる場合においては、損耗の程度に応ずる減点補正率によるものとする。

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算出するものとする。(一部改正:平12.09告示217号)

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

(1) 経過年数に応ずる減点補正率(以下本節において「経年減点補正率」という。)は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであつて、非木造家屋の構造部分に従い、「非木造家屋経年減点補正率基準表」(別表第13)に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。(一部改正:平12.09告示217号)

(2) 第2節51(2)の表中「率」の欄に定める積雪地域の率と寒冷地域の率を合計した率(以下本節において「木造家屋に係る積雪寒冷補正率」という。)が百分の十八以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋(その構造が「軽量鉄骨造」、「れんが造」又は「コンクリートブロック造」のものに限る。以下本節において同じ。)に対する経年減点補正率は、非木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、百分の三(木造家屋に係る積雪寒冷補正率が百分の二十五以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋にあつては、百分の五)を一から控除して得られる補正率を乗じて得た率とする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。なお、別表第9の2に掲げる市町村が関係する廃置分合又は境界変更(以下本節において「廃置分合等」という。)があつた場合における当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村(以下本節において「廃置分合等後の市町村」という。)の区域のうち廃置分合等の日の前日において別表第9の2に掲げる市町村のいずれかに該当した部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の市町村の区域に適用された級地の区分を適用するものとし、同節51(2)後段の規定の適用を受ける市町村が関係する廃置分合等があつた場合における当該廃置分合等後の市町村の区域のうち廃置分合等の日の前日において同節51(2)後段の規定の適用を受けた部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の部分に同節51(2)後段の規定により適用することとされた級地の区分を適用するものとする。

(追加:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平12.01告示12号、なお書追加:平12.09告示217号)

(3) 経過年数が一年未満であるとき又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。(一号繰下:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)

(4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟(ひとむね)の非木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれ部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該非木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。

(一号繰下:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

(1) 損耗の程度に応ずる減点補正率(以下本節において「損耗減点補正率」という。)は、部分別損耗減点補正率基準表によつて各部分別に求めた損耗残価率に、当該非木造家屋について非木造家屋経年減点補正率基準表によつて求めた経年減点補正率を乗じて各部分別に求めるものとする。損耗残価率は、各部分別の損耗の現況を通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる損耗の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めたものであり、当該非木造家屋の各部分別の損耗の程度に応じ、部分別損耗減点補正率基準表により求めるものとする。ただし、市町村長は、当該市町村に所在する非木造家屋の損耗の程度、構造等の実態からみて、部分別損耗減点補正率基準表を適用することが困難であると認める場合その他特に必要があると認める場合は、部分別損耗減点補正率基準表について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。

(一部改正:ただし書追加:平12.01告示12号、一部改正:平12.09告示217号)

(2) 損耗減点補正率は、非木造家屋の各部分別ごとに、当該部分別を通じた損耗の状況に応じて一の損耗減点補正率を求めるものとする。(全改:平12.09告示217号)

六 需給事情による減点補正率の算出方法 (二項繰下:平12.01告示12号)

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている非木造家屋、所在地域状況によりその価額が減少すると認められる非木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第4節 経過措置

(全改:昭47.12告示第304号、全改:昭50.12告示252号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、全改:昭59.12告示214号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、一部改正:平12.01告示12号、旧一項削除:平12.09告示217号、一部改正:平14.07告示409号)

二 固定資産税に係る平成15年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。(本項追加:平14.07告示409号)

- 1 第2節四に定める再建築費評点補正率(木造家屋) 0.96
- 2 第3節四に定める再建築費評点補正率(非木造家屋) 0.96

二一 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三にかかわらず、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。)を基礎として市町村長が定めるものとする。

1 物価水準による補正率

物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都(特別区の区域)における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。

(1) 木造家屋

指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないとする場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.90	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.90	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.90	奈良市	0.95	佐賀市	0.90
山形市	0.90	福井市	0.90	和歌山市	0.95	長崎市	0.90
福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90
水戸市	0.95	長野市	0.90	松江市	0.90	大分市	0.90
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.90	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
浦和市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.90	那覇市	0.90
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90		

(2) 非木造家屋

全市町村を通じて1.00とする。

2 設計管理費等による補正率

設計管理費等による補正率は、工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額の費用を基礎として定めたものであつて、全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積がおおむね10平方メートル以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。(二項全改:平12.01告示12号、一項繰下:平14.07告示409号)

三三 固定資産税に係る平成15年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成15年1月1日において地方税法第349条第2項第1号に掲げる事情(損壊その他これに類する特別の事情を除く。)がある家屋で、当該事情が平成14年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額

2 当該家屋の平成14年度の価額(平成14年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。)(三項全改:平12.01告示12号、一項繰上・一部改正:平12.09告示217号、一部改正・一項繰下:平14.07告示409号)

四三 固定資産税に係る平成16年度又は平成17年度における在来分の家屋のうち、平成16年1月1日又は平成17年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情(改築その他これに類する特別の事情を除く。)があるもので、当該事情がそれぞれ平成15年1月2日又は平成16年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成16年1月1日又は平成17年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成15年1月2日又は平成16年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。

1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額

2 当該家屋の平成15年度の価額(平成15年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成16年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成17年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、平成16年度において同節によつて求めた価額をいう。)(本項追加:平12.09告示217号、一部改正・一項繰下:平14.07告示409号)

五四 市町村長は、固定資産税に係る平成15年度における在来分の家屋のうち、平成15年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、平成15年度の価額を本節三によつて求めることが当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認める場合又は平成15年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成15年度の価額を本節三によつて求めることが固定資産税の課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

(一部改正:平12.09告示217号、一部改正・一項繰下:平14.07告示409号)

六五 市町村長は、固定資産税に係る平成16年度又は平成17年度における在来分の家屋のうち、平成16年1月1日又は平成17年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その平成16年度又は平成17年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
(本項追加:平12.09告示217号、一部改正・一項繰下:平14.07告示409号)

第3章 償却資産 【略】

- 別表第1の1 田の比準表 (略)
- 別表第1の2 畑の比準表 (略)
- 別表第2 田又は畑の指定市町村表 (略)
- 別表第3 画地計算法 (略)
- 別表第4 宅地の比準表 (略)
- 別表第5 削除
- 別表第6 削除
- 別表第7の1 山林の比準表 (略)
- 別表第7の2 山林の指定市町村表 (略)

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号)

※別冊「別表File現10」参照

2 専用住宅用建物以外の建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号)

総務大臣は、次に掲げる建物について、1 専用住宅用建物の例によって、木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。(大臣名変更:平12.12告示306号)

- (1) 共同住宅及び寄宿舍用建物 (不明)
- (2) 併用住宅用建物 (不明)
- (3) 農家住宅用建物 (不明)
- (4) 酪農舎用建物 (不明)
- (5) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物 (不明)
- (6) 普通旅館及び料亭用建物 (不明)
- (7) 事務所及び銀行用建物 (不明)
- (8) 店舗用建物 (不明)
- (9) 劇場用建物 (不明)
- (10) 公衆浴場用建物 (不明)
- (11) 病院用建物 (不明)
- (12) 工場用建物 (不明)
- (13) 倉庫用建物 (不明)
- (14) 附属家用建物 (不明)
- (15) 簡易附属家用建物 (不明)
- (16) 土蔵用建物 (不明)

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舍及び併用住宅用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積 1.0㎡ 当たり再建築費評点数別区分							
45,000点未満		45,000点以上 72,000点未満		72,000点以上 112,000点未満		112,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.65
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.64
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.62
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.61
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.59
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.58
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.56
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
		16	0.32	16	0.40	16	0.50

17	0.29	17	0.38	17	0.48
18	0.26	18	0.36	18	0.47
19	0.23	19	0.34	19	0.45
20以上	0.20	20	0.31	20	0.43
		21	0.29	21	0.42
		22	0.27	22	0.40
		23	0.25	23	0.39
		24	0.22	24	0.37
		25以上	0.20	25	0.36
				26	0.34
				27	0.33
				28	0.31
				29	0.29
				30	0.28
				31	0.26
				32	0.25
				33	0.23
				34	0.22
				35以上	0.20

2 農家住宅用建物 (表題改正:平11.05告示132号)

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
49,000点未満		49,000点以上 85,000点未満		85,000点以上 111,000点未満		111,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.65
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.64
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.62
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.61
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.59
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.58
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.56
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
		16	0.32	16	0.40	16	0.50
		17	0.29	17	0.38	17	0.48
		18	0.26	18	0.36	18	0.47
		19	0.23	19	0.34	19	0.45
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.43
				21	0.29	21	0.42
				22	0.27	22	0.40
				23	0.25	23	0.39
				24	0.22	24	0.37
				25以上	0.20	25	0.36
						26	0.34
						27	0.33
						28	0.31
						29	0.29
						30	0.28
						31	0.26
						32	0.25
						33	0.23
						34	0.22
						35以上	0.20

3 ホテル、旅館及び料亭用建物 (表題改正:平11.05告示132号)

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分									
46,000点未満		46,000点以上 74,000点未満		74,000点以上 118,000点未満		118,000点以上 148,000点未満		148,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.54	4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.49	5	0.62	5	0.64	5	0.66	5	0.67

6	0.43	6	0.58	6	0.61	6	0.64	6	0.65
7	0.37	7	0.53	7	0.58	7	0.63	7	0.64
8	0.31	8	0.49	8	0.55	8	0.61	8	0.62
9	0.26	9	0.45	9	0.52	9	0.59	9	0.61
10以上	0.20	10	0.41	10	0.49	10	0.57	10	0.59
		11	0.37	11	0.46	11	0.55	11	0.58
		12	0.33	12	0.44	12	0.53	12	0.56
		13	0.28	13	0.41	13	0.52	13	0.54
		14	0.24	14	0.38	14	0.50	14	0.53
		15以上	0.20	15	0.35	15	0.48	15	0.51
				16	0.32	16	0.46	16	0.50
				17	0.29	17	0.44	17	0.48
				18	0.26	18	0.42	18	0.47
				19	0.23	19	0.40	19	0.45
				20以上	0.20	20	0.39	20	0.43
						21	0.37	21	0.42
						22	0.35	22	0.40
						23	0.33	23	0.39
						24	0.31	24	0.37
						25	0.29	25	0.36
						26	0.27	26	0.34
						27	0.26	27	0.33
						28	0.24	28	0.31
						29	0.22	29	0.29
						30以上	0.20	30	0.28
								31	0.26
								32	0.25
								33	0.23
								34	0.22
								35以上	0.20

4 事務所、銀行及び店舗用建物 (表題改正:平11.05告示132号)

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
45,000点未満		45,000点以上 72,000点未満		72,000点以上 111,000点未満		111,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.68	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.65	5	0.66	5	0.67
6	0.58	6	0.63	6	0.64	6	0.65
7	0.53	7	0.61	7	0.63	7	0.64
8	0.49	8	0.59	8	0.61	8	0.62
9	0.45	9	0.56	9	0.59	9	0.61
10	0.41	10	0.54	10	0.57	10	0.59
11	0.37	11	0.52	11	0.55	11	0.58
12	0.33	12	0.50	12	0.53	12	0.56
13	0.28	13	0.47	13	0.52	13	0.54
14	0.24	14	0.45	14	0.50	14	0.53
15以上	0.20	15	0.43	15	0.48	15	0.51
		16	0.40	16	0.46	16	0.50
		17	0.38	17	0.44	17	0.48
		18	0.36	18	0.42	18	0.47
		19	0.34	19	0.40	19	0.45
		20	0.31	20	0.39	20	0.43
		21	0.29	21	0.37	21	0.42
		22	0.27	22	0.35	22	0.40
		23	0.25	23	0.33	23	0.39
		24	0.22	24	0.31	24	0.37
		25以上	0.20	25	0.29	25	0.36
				26	0.27	26	0.34
				27	0.26	27	0.33
				28	0.24	28	0.31
				29	0.22	29	0.29
				30以上	0.20	30	0.28
						31	0.26
						32	0.25
						33	0.23
						34	0.22
						35以上	0.20

5 劇場及び病院用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分

<u>45,000点未満</u>		<u>45,000点以上 72,000点未満</u>		<u>72,000点以上 111,000点未満</u>		<u>111,000点以上</u>	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.66
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.64
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.63
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.61
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.59
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.57
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.55
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.53
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.52
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.50
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.48
		16	0.32	16	0.40	16	0.46
		17	0.29	17	0.38	17	0.44
		18	0.26	18	0.36	18	0.42
		19	0.23	19	0.34	19	0.40
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.39
				21	0.29	21	0.37
				22	0.27	22	0.35
				23	0.25	23	0.33
				24	0.22	24	0.31
				25以上	0.20	25	0.29
						26	0.27
						27	0.26
						28	0.24
						29	0.22
						30以上	0.20

6 浴場用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
<u>63,000点未満</u>		<u>63,000点以上 85,000点未満</u>		<u>85,000点以上</u>	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70
4	0.54	4	0.66	4	0.67
5	0.49	5	0.62	5	0.64
6	0.43	6	0.58	6	0.61
7	0.37	7	0.53	7	0.58
8	0.31	8	0.49	8	0.55
9	0.26	9	0.45	9	0.52
10以上	0.20	10	0.41	10	0.49
		11	0.37	11	0.46
		12	0.33	12	0.44
		13	0.28	13	0.41
		14	0.24	14	0.38
		15以上	0.20	15	0.35
				16	0.32
				17	0.29
				18	0.26
				19	0.23
				20以上	0.20

7 工場及び倉庫用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
<u>31,000点未満</u>		<u>31,000点以上 38,000点未満</u>		<u>38,000点以上 49,000点未満</u>		<u>49,000点以上</u>	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75

3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.66
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.64
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.63
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.61
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.59
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.57
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.55
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.53
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.52
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.50
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.48
		16	0.32	16	0.40	16	0.46
		17	0.29	17	0.38	17	0.44
		18	0.26	18	0.36	18	0.42
		19	0.23	19	0.34	19	0.40
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.39
				21	0.29	21	0.37
				22	0.27	22	0.35
				23	0.25	23	0.33
				24	0.22	24	0.31
				25以上	0.20	25	0.29
						26	0.27
						27	0.26
						28	0.24
						29	0.22
						30以上	0.20

8 土蔵用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積1.0m ² 当たり再建築費評点数別区分					
59,000点未満		59,000点以上 143,000点未満		143,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65
6	0.58	6	0.61	6	0.63
7	0.53	7	0.58	7	0.61
8	0.49	8	0.55	8	0.59
9	0.45	9	0.52	9	0.56
10	0.41	10	0.49	10	0.54
11	0.37	11	0.46	11	0.52
12	0.33	12	0.44	12	0.50
13	0.28	13	0.41	13	0.47
14	0.24	14	0.38	14	0.45
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43
		16	0.32	16	0.40
		17	0.29	17	0.38
		18	0.26	18	0.36
		19	0.23	19	0.34
		20以上	0.20	20	0.31
				21	0.29
				22	0.27
				23	0.25
				24	0.22
				25以上	0.20

9 付属家

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積1.0m ² 当たり再建築費評点数別区分					
28,000点未満		28,000点以上 43,000点未満		43,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70
4	0.54	4	0.66	4	0.67
5	0.49	5	0.62	5	0.64
6	0.43	6	0.58	6	0.61

7	0.37	7	0.53	7	0.58
8	0.31	8	0.49	8	0.55
9	0.26	9	0.45	9	0.52
10以上	0.20	10	0.41	10	0.49
		11	0.37	11	0.46
		12	0.33	12	0.44
		13	0.28	13	0.41
		14	0.24	14	0.38
		15以上	0.20	15	0.35
				16	0.32
				17	0.29
				18	0.26
				19	0.23
				20以上	0.20

別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分
(平成13年4月1日現在の市町村の区分による)

(本表追加:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号)

都道府県名	市町村名	積雪級地	寒冷級地													
北海道	札幌市	3	3	上川支庁	長沼町	2	5	十勝支庁	音更町	2	5	青森県	青森市	3	2	
	函館市	2	3		栗山町	2	4		士幌町	2	5		弘前市	2	2	
	小樽市	3	3		月形町	3	4		上士幌町	2	5		八戸市	1	2	
	旭川市	3	5		浦臼町	3	4		鹿追町	2	5		黒石市	3	2	
	室蘭市	1	3		新十津川町	4	5		新得町	2	5		五所川原市	2	2	
	釧路市	1	5		妹背牛町	3	4		清水町	2	5		十和田市	1	2	
	帯広市	2	5		秩父別町	3	5		芽室町	2	5		三沢市	1	2	
	北見市	2	5		雨竜町	4	4		中札内村	2	5		むつ市	2	2	
	夕張市	3	4		北竜町	4	5		更別村	2	5		東津軽郡	平内町	2	2
	岩見沢市	3	4		沼田町	4	5		忠類村	2	5			蟹田町	2	2
	網走市	2	5		幌加内町	4	5		大樹町	2	5			今別町	2	2
	留萌市	4	4		鷹栖町	3	5		広尾町	2	4			蓬田村	2	2
	苫小牧市	1	4		東神楽町	2	5		幕別町	2	5			平館村	2	2
	稚内市	3	4		当麻町	3	5		池田町	1	5			三厩村	3	2
	美瑛市	3	4		比布町	3	5		豊頃町	1	5			三厩村	3	2
	芦別市	3	5		愛別町	3	5		本別町	1	5			三厩村	3	2
	江別市	3	4		上川町	3	5		足寄町	2	5			三厩村	3	2
	赤平市	3	4		東川町	3	5		陸別町	2	5			三厩村	3	2
	紋別市	2	5		美瑛町	3	5		浦幌町	1	5			三厩村	3	2
	士別市	3	5		上富良野町	3	5		釧路町	1	5			三厩村	3	2
	名寄市	3	5		中富良野町	2	5		厚岸町	1	5			三厩村	3	2
	三笠市	3	4		南富良野町	3	5		浜中町	1	5			三厩村	3	2
	根室市	1	5		占冠村	3	5		標茶町	2	5			三厩村	3	2
	千歳市	2	5		和寒町	3	5		弟子屈町	2	5			三厩村	3	2
	滝川市	3	4		剣淵町	3	5		阿寒町	2	5			三厩村	3	2
	砂川市	3	4		朝日町	3	5		鶴居村	2	5			三厩村	3	2
	歌志内市	3	4		風連町	3	5		白糠町	1	5			三厩村	3	2
	深川市	3	5		下川町	3	5		音別町	1	5			三厩村	3	2
	富良野市	2	5		美深町	3	5		別海町	2	5			三厩村	3	2
	登別市	2	4		音威子府村	4	5		中標津町	2	5			三厩村	3	2
	恵庭市	2	5		中川町	4	5		標津町	2	5			三厩村	3	2
	伊達市	2	3		増毛町	3	3		羅臼町	3	5			三厩村	3	2
	北広島市	2	4		小平町	3	4							三厩村	3	2
	石狩市	3	3		苫前町	4	4							三厩村	3	2
	石狩支庁	当別町	3		4	羽幌町	4		4					三厩村	3	2
	新篠津村	3	4	初山別村	3	4				三厩村	3	2				
	厚田村	3	3	遠別町	3	5				三厩村	3	2				
	浜益村	3	3	天塩町	2	5				三厩村	3	2				
渡島支庁	松前町	2	2	幌延町	3	5				三厩村	3	2				
	福島町	3	2	猿払村	3	5				三厩村	3	2				
	知内町	3	3	浜頓別町	3	5				三厩村	3	2				
	木古内町	2	3	中頓別町	4	5				三厩村	3	2				
	上磯町	2	3	枝幸町	3	5				三厩村	3	2				
	大野町	2	3	歌登町	4	5				三厩村	3	2				
	七飯町	2	3	豊富町	3	5				三厩村	3	2				
	戸井町	1	2	礼文町	3	4				三厩村	3	2				
	恵山町	2	2	利尻町	3	4				三厩村	3	2				
	椒法華村	2	2	利尻富士町	3	4				三厩村	3	2				
	南茅部町	2	2	東藻琴村	2	5				三厩村	3	2				
	鹿部町	2	3	女満別町	2	5				三厩村	3	2				
	砂原町	2	3	美幌町	2	5				三厩村	3	2				
	森町	2	3	津別町	2	5				三厩村	3	2				
	八雲町	2	3	斜里町	3	5				三厩村	3	2				
	長万部町	3	4	清里町	2	5				三厩村	3	2				
檜山支庁	江差町	2	2	小清水町	2	5				三厩村	3	2				
	上ノ国町	2	2	端野町	2	5				三厩村	3	2				
	厚沢部町	2	3	訓子府町	2	5				三厩村	3	2				
	乙部町	2	2	置戸町	2	5				三厩村	3	2				
	熊石町	2	2	留辺蘂町	2	5				三厩村	3	2				
	大成町	2	2	佐呂間町	2	5				三厩村	3	2				
	奥尻町	2	2	常呂町	2	5				三厩村	3	2				
	瀬井町	2	3	生田原町	2	5				三厩村	3	2				
	北檜山町	2	3	遠軽町	2	5				三厩村	3	2				
後志支庁	今金町	3	3	丸瀬布町	2	5				三厩村	3	2				
	島牧村	3	2	白滝村	3	5				三厩村	3	2				
	寿都町	3	3	上湧別町	2	5				三厩村	3	2				
	黒松内町	3	3	湧別町	2	5				三厩村	3	2				
	蘭越町	3	3	滝上町	3	5				三厩村	3	2				
	二七〇町	4	4	興部町	2	5				三厩村	3	2				
	真狩村	4	4	西興部村	3	5				三厩村	3	2				
				雄武町	3	5				三厩村	3	2				
				豊浦町	2	4				三厩村	3	2				

		留寿都村	4	4			虻田町	2	3			七戸町	2	2
		喜茂別町	4	4			洞爺村	3	4			百石町	1	2
		京極町	4	5			大滝村	3	5			十和田湖町	3	2
		俱知安町	4	4			壮瞥町	2	3			六戸町	1	2
		共和町	3	3			白老町	2	4			横浜町	2	2
		岩内町	3	3			早来町	2	5			上北町	2	2
		泊村	3	3			追分町	2	5			東北町	2	2
		神恵内村	3	3			厚真町	2	5			天間林村	3	2
		積丹町	4	3			鶴川町	1	4			下田町	1	2
		古平町	4	3			穂別町	2	5			六ヶ所村	2	2
		仁木町	4	3		日高支庁	日高町	3	5		下北郡	川内町	2	2
		余市町	3	3			平取町	2	4			大畑町	2	2
		赤井川村	3	3			門別町	1	4			大間町	1	2
	空知支庁	北村	3	4			新冠町	2	4			東通村	1	3
		栗沢町	2	4			静内町	2	4			風間浦村	2	2
		南幌町	2	5			三石町	1	3			佐井村	2	2
		奈井江町	3	4			浦河町	2	3			脇野沢村	2	2
		上砂川町	3	4			様似町	2	3		三戸郡	三戸町	1	2
		由仁町	2	5			えりも町	2	3			五戸町	1	2

		田子町	2	2			小野田町	2				六郷町	3	2	
		名川町	1	2			宮崎町	2	1			中仙町	2	2	
		南部町	1	2		志田郡	色麻町	1	1			田沢湖町	3	2	
		階上町	1	2			松山町	1	1			協和町	2	2	
		福地村	1	2			三本木町	1	1			南外村	2	2	
		南郷村	1	3		玉造郡	鹿島台町	1	1			仙北町	2	2	
		倉石村	1	2			岩出山町	1	1			西木村	3	2	
		新郷村	2	2			鳴子町	2	1			太田町	2	2	
岩手県	盛岡市		1	2		遠田郡	涌谷町	1	1		平鹿郡	千畑町	3	2	
	宮古市		1	1			田尻町	1	1			仙南村	2	2	
	大船渡市		1	1			小牛田町	1	1			増田町	3	2	
	水沢市		1	2			南郷町	1	1			平鹿町	2	2	
	花巻市		2	2		栗原郡	築館町	1	1			雄物川町	2	2	
	北上市		2	2			若柳町	1	1			大森町	3	2	
	久慈市		1	2			栗駒町	1	1			十文字町	2	1	
	遠野市		1	3			高清水町	1	1			山内村	3	2	
	一関市		1	1			一迫町	1	1			大雄村	2	2	
	陸前高田市		1	1			瀬峰町	1	1			稲川町	3	2	
	釜石市		1	1			鷺沢町	1	1			雄勝町	3	2	
	江刺市		1	2			金成町	1	1			羽後町	3	2	
	二戸市		1	2			志波姫町	1	1			東成瀬村	3	2	
	岩手郡	磐石町	2	3		登米郡	花山村	2	1			皆瀬村	3	2	
		葛巻町	2	3			迫町	1	1		山形県	山形市	2	1	
		岩手町	2	3			登米町	1	1			米沢市	3	2	
		西根町	1	3			東和町	1	1			鶴岡市	1	1	
		滝沢村	1	2			中田町	1	1			酒田市	1	1	
		松尾村	3	3			豊里町	1	1			新庄市	3	2	
		玉山村	2	3			米山町	1	1			寒河江市上	2	1	
	紫波郡	紫波町	1	2			石越町	1	1			山市	2	2	
		矢巾町	1	2			南方町	1	1			村山市	3	1	
	和賀郡	東和町	1	2			河北町	1	1			長井市	3	1	
		湯田町	3	2		桃生郡	矢本町	1	1			天童市	1	1	
		沢内村	3	3			雄勝町	1	1			東根市	2	1	
	胆沢郡	金ヶ崎町	1	2			河南町	1	1			尾花沢市	3	2	
		前沢町	1	2			桃生町	1	1			南陽市	2	2	
		胆沢町	2	2			鳴瀬町	1	1			東村山郡	2	1	
		衣川村	2	1			北上町	1	1			山辺町	2	1	
	西磐井郡	花泉町	1	1		牡鹿郡	女川町	1	1		西村山郡	中山町	1	1	
		平泉町	1	1			牡鹿町	1	1			河北町	1	1	
	東磐井郡	大東町	1	2			志津川町	1	1			西川町	4	1	
		藤沢町	1	2			津山町	1	1			朝日町	2	2	
		千蔵町	1	2			本吉町	1	1			大江町	3	2	
		東山町	1	2			唐桑町	1	1			大石田町	3	2	
		室根村	1	2			歌津町	1	1			金山町	3	2	
		川崎村	1	1		秋田県	秋田市	1	1			最上町	3	2	
	気仙郡	住田町	1	1			能代市	1	1			舟形町	3	1	
		三陸町	1	1			横手市	2	2			真室川町	3	2	
	上閉伊郡	大槌町	1	1			大館市	2	2			大蔵村	4	2	
		宮守村	1	2			本荘市	1	1			鮭川村	3	2	
	下閉伊郡	田老町	1	1			男鹿市	1	1			戸沢村	3	2	
		山田町	1	1			湯沢市	2	2			高島町	2	1	
		岩泉町	2	2			大曲市	2	2		東置賜郡	川西町	3	2	
		田野畑村	1	2			鹿角市	2	2			小国町	3	1	
		曾代村	1	2			鹿角郡	2	2		西置賜郡	白鷹町	2	1	
		新里村	1	2			北秋田郡	小坂町	2	2			飯豊町	4	1
		川井村	2	3				鷹巣町	2	2			立川町	4	1
	九戸郡	軽米町	1	3				比内町	2	2			余目町	1	1
		種市町	1	1				森吉町	3	2			藤島町	1	1
		野田村	1	2				阿仁町	3	2			羽黒町	2	1
		山形村	1	2				田代町	2	2			櫛引町	2	1
		大野村	1	3				合川町	2	2			三川町	1	1
		九戸村	1	3				上小阿仁村	2	2			朝日村	4	1
	二戸郡	浄法寺町	2	2				琴丘町	1	2			温海町	2	2
		安代町	2	3				二ツ井町	2	2			遊佐町	2	1
		一戸町	1	2				八森町	2	1			八幡町	3	1
宮城県	仙台市		1	1				山本町	1	1			松山町	1	1
	石巻市		1	1				八竜町	1	1			平田町	2	1
	塩竈市		1	1				藤里町	2	2		福島県	福島市	1	1
	古川市		1	1				峰浜村	2	1			会津若松市	2	1
	気仙沼市		1	1				五城目町	2	2			郡山市	1	1
	白石市		1	1				昭和町	1	1			白河市	1	1
	名取市		1	1				八郎潟町	1	2			原町市	1	1
	多賀城市		1	1				飯田川町	1	2			須賀川市	1	1
			1	1				天王町	1	1			喜多市	2	1

		茂木町	1		西蒲原郡	岩室村	1		下新川郡	宇奈月町	3	1
		市貝町	1			弥彦村	1			入善町	1	
	塩谷郡	芳賀町	1			分水町	1		婦負郡	朝日町	3	
		栗山村	2	2		吉田町	1			八尾町	2	
		藤原町	1	1		巻町	1			婦中町	1	
	那須郡	塩谷町	1	1		西川町	1			山田村	2	
		喜連川町	1	1		味方村	1			細入村	2	
		南那須町	1	1		湯東村	1		射水郡	小杉町	1	
		烏山町	1	1		月瀧村	1			大門町	1	
		馬頭町	1	1		中之口村	1			下村	1	
		小川町	1	1	南蒲原郡	田上町	1			大島町	1	
		湯津上町	1	1		下田村	3		東礪波郡	城端町	2	
		黒羽町	1	1		栄町	1			平村	3	1
		那須町	1	1		中之島町	1			上平村	3	1
		西那須野町	1	1	東蒲原郡	津川町	2	1		利賀村	3	2
		塩原町	1	2		鹿瀬町	2	1		庄川町	2	
群馬県	沼田市		1	1		上川村	3	1		井波町	2	

		井口村	2			長坂町	1	1		東筑摩郡	山口村	1	1	
	西礪波郡	福野町	1			大泉村	1	2			明科町	1	2	
		福光町	2			小淵沢町	1	1			四賀村	2	2	
		福岡町	2			白州町	1	1			本城村	3	3	
石川県	金沢市		2			武川村	1	1			坂北村	2	2	
	七尾市		1		南都留郡	道志村	1	1			麻績村	1	2	
	小松市		2			西桂町	1	1			坂井村	2	2	
	輪島市		1			忍野村	1	2			生坂村	1	2	
	珠洲市		2			山中湖村	1	3			波田町	2	2	
	加賀市		1			河口湖町	2	2			山形村	1	2	
	羽咋市		1			勝山村	2	2		南安曇郡	朝日村	2	2	
	松任市		1			足和田村	2	2			豊科町	1	1	
	江沼郡	山中町	2			鳴沢村	1	3			穂高町	2	1	
	能美郡	根上町	1		北都留郡	小菅村	1	1			奈川村	2	3	
		寺井町	1			丹波山村	1	1			安曇村	3	2	
		辰口町	2		長野県	長野市	1	1			梓川村	2	2	
	石川郡	川北町	1			松本市	1	1			三郷村	1	2	
		美川町	1			上田市	1	1		北安曇郡	堀金村	2	2	
		鶴来町	2			岡谷市	2	2			池田町	1	1	
		野々市町	2			飯田市	1	1			松川村	2	2	
		河内村	1			諏訪市	2	2			八坂村	1	2	
		吉野谷村	3	1		須坂市	2	1			美麻村	2	3	
		鳥越村	2			小躰市	2	2			白馬村	3	2	
		尾口村	2	1		伊那市	2	2		更級郡	小谷村	3	2	
		白峰村	3	1		駒ヶ根市	1	1			上山田町	1	1	
	河北郡	津幡町	1			中野市	2	2			大岡村	1	2	
		高松町	1			大田市	2	2		埴科郡	坂城町	1	1	
		七塚町	1			飯山市	4	2			戸倉町	1	1	
		宇ノ氣町	1			茅野市	1	2		上高井郡	小布施町	1	1	
		内灘町	1			塩尻市	1	2			高山村	3	2	
	羽咋郡	富来町	1			更埴市	2	1		下高井郡	山ノ内町	3	2	
		志雄町	1			佐久市	2	2			木島平村	3	2	
		志賀町	1			南佐久郡	2	2			野沢温泉村	4	2	
		押水町	1			白田町	1	2		上水内郡	信州新町	1	1	
	鹿島郡	田鶴浜町	1			小海町	1	3			豊野町	1	1	
		鳥屋町	1			川上村	1	3			信濃町	2	2	
		中島町	1			南牧村	1	3			牟礼村	1	2	
		鹿島町	2			南相木村	1	3			三水村	2	2	
		能登島町	1			北相木村	1	3			戸隠村	2	3	
		鹿西町	1			八千穂村	1	2			鬼無里村	2	2	
	鳳至郡	穴水町	1			軽井沢町	1	3			小川村	2	2	
		門前町	2			望月町	1	2			中条村	2	1	
		能都町	2			御代田町	1	2		下水内郡	豊田村	2	2	
		柳田村	2	1		立科町	1	2			栄村	4	1	
		内浦町	2			浅科村	2	2		岐阜県	高山市	1	2	
	福井県	福井市	1			北御牧村	1	2			惠那市	1	1	
		敦賀市	2			丸子町	2	2			養老郡	上石津町	1	
		武生市	2			長門町	1	2			不破郡	関ヶ原町	1	
		小浜市	1			東部町	1	2			揖斐郡	揖斐川町	1	
		大野市	2	1		真田町	2	2				谷汲村	1	
		勝山市	2			武石村	1	2				春日村	2	
		鯖江市	2			和田村	1	2				久瀬村	1	
		足羽郡	2			青木村	2	2				藤橋村	2	1
		吉田郡	2			下諏訪町	2	2				坂内村	2	1
		美山町	1			富士見町	1	2			本巢郡	根尾村	2	
		松岡町	2			原村	1	3			山県郡	美山町	1	
		永平寺町	1			高遠町	2	2			武儀郡	洞戸村	1	
		上志比村	2			辰野町	2	2				板取村	2	1
	大野郡	和泉村	1	1		箕輪町	2	2				上之保村	1	1
	坂井郡	三国町	1			飯島町	1	1			郡上郡	八幡町	1	1
		芦原町	1			南箕輪村	1	1				大和町	1	1
		金津町	2			中川村	1	1				白鳥町	2	1
		丸岡町	1			長谷村	1	2				高鷲村	2	2
		春江町	1			宮田村	1	1				明宝村	1	1
		坂井町	2			松川町	1	1				和良村	1	1
	今立郡	今立町	2			高森町	1	1		加茂郡	白川町	1	1	
		池田町	2	1		阿南町	1	1			東白川村	1	1	
	南条郡	南条町	2			清内路村	1	2				坂下町	1	1
		今庄町	2			阿智村	1	1				川上村	1	1
		河野村	2			浪合村	1	2				加子母村	1	1
		朝日町	1			平谷村	1	2				付知町	1	1
		宮崎村	1			根羽村	1	1				岩村町	1	1
		越前町	1			下條村	1	1				萩原町	1	1
		越廼村	1			売木村	2	2		益田郡	小坂町	1	1	
		織田町	1			天龍村	1	1				下呂町	1	1
		清水町	1											
	三方郡	三方町	1											

床構造 (1.0平方メートル当たり)	鉄筋コンクリート造 (その他)	5,630	
	組立鉄筋コンクリート造	8,120	
	木造(束立床)	3,030	
	気泡コンクリート板	150mm厚	9,020
		100mm厚	6,500
	気泡コンクリート板	75mm厚	5,810
	大角型波鋼板	2.3mm厚	4,250
		1.6mm厚	3,670
	角型波鋼板	1.2mm厚	3,660
		0.8mm厚	3,260
	軽量コンクリート打	大角型波鋼板(捨型枠のもの) 1.6mm厚	6,240
角型波鋼板(捨型枠のもの) 1.2mm厚		5,340	
ラスシート (捨型枠のもの)		4,810	
コンクリート叩	3,210		

骨組(1.0平方メートル当たり)	リート板	40mm厚 (リブ付)	5,570
	押出成型セメント板	60mm厚	7,560
		50mm厚	7,160
	軽量鉄骨造	100mm厚 (現場組のもの)	1,960
		65mm厚 (既製のもの)	1,730
	石膏ボード間仕切	二時間 耐火仕様	5,930
		一時間 耐火仕様	4,320
	れんが積み	一枚積み	19,390
		半枚積み	10,270
	陶製ブロック積み	グリル用	22,480
		施釉	18,870
		無釉	14,160
	化粧コンクリートブロック積み	190mm厚	12,590
		120mm厚	9,330
大谷石積み	切石積み	180mm厚	37,900
		150mm厚	34,080

2 外部仕上(1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数	
大理石	上	47,210	
	中	36,110	
	並	32,610	
花崗岩	上	磨き仕上	45,830
		小叩仕上	46,600
	中	磨き仕上	37,570
		小叩仕上	38,050
	並	磨き仕上	34,210
安山岩	小松石	磨き仕上	42,410
		小叩仕上	40,290
	鉄平石	小口積み	28,700
		方形貼	20,050
		乱貼	15,010
凝灰石	多胡石	27,990	
	大谷石	21,040	
人造石ブロック	テラゾーブロック	種石径50mm	28,420
		種石径15mm	25,620
		種石径6mm	24,120
	擬石ブロック	30,590	
	テラゾー現場研	12,920	
人造石塗	人造石小叩	14,460	
	人造石研出	12,530	
	人造石洗出	8,240	
	かき落し	3,400	
モルタル	はけ引き	2,750	
	木ごて磨き	2,550	
	金ごて磨き	2,950	
	上	5,480	
コンクリート打放	中	4,120	
	並	2,690	
小口・二丁掛タイル	窯変	12,740	
	色物	10,610	
モザイクタイル	色物	10,210	
大型テラカッタタイル		31,510	
発泡セラミックタイル	200mm角	20,860	
	150×75(mm)	13,060	
亜鉛鉄板	0.4mm厚	3,290	
	0.3mm厚	3,230	
着色亜鉛鉄板	成型板	上	5,380
		中	5,170
		並	4,850
	波板	0.40mm厚	2,900
		0.29mm厚	2,650
	角波板	0.40mm厚	3,570
		0.30mm厚	3,120
		山高 175mm	4,060
折板	山高 150mm	3,770	
	山高 85mm	3,340	
	ほうろう鋼板	29,530	
化粧鋼板	メラミン鋼板	19,640	
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	10,780	
	印刷鋼板	8,830	

評点項目		標準評点数	
角波鋼板	1.6mm厚	6,790	
	1.2mm厚	6,430	
	0.8mm厚	6,060	
耐候性鋼板	4mm厚	31,820	
	3mm厚	27,670	
	2mm厚	23,550	
ステンレス板	上	31,820	
	中	27,740	
	並	23,570	
アルミニウム板	成型板	上	15,780
		中	13,670
	着色板	並	11,270
		アルミダイカスト	18,220
スレートボード	フレキシブル板	8mm厚	4,190
		6mm厚	3,820
		4mm厚	3,530
	波板	6mm厚	2,170
		8mm厚	3,650
	平板	6mm厚	3,310
着色板		4,470	
硬質木片セメント板	25mm厚	4,820	
	18mm厚	4,120	
	12mm厚	3,510	
合成樹脂板	塩化ビニル	1.0mm厚	2,230
		0.8mm厚	1,960
		ポリエステル	1.0mm厚
	アクリル	0.8mm厚	2,530
		3mm厚	4,060
2mm厚	3,220		
窯業系サイディング		4,180	
金属系サイディング		4,410	
木質系サイディング		4,010	
カーテンウォール	金属製	ステンレス製パネル形式のもの	62,000
		アルミニウム製方立形式のもの	36,120
	PC系	形状が複雑なサッシュ組込みのもの	44,100
		フラットなサッシュ組込みのもの	26,700
フラットなパネルのもの	11,800		
結晶化ガラス		40,820	

3 内部仕上(1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数	
大理石	上	46,820	
	中	35,720	
	並	32,220	
花崗岩	上	磨き仕上	45,830
		小叩仕上	46,600
	中	磨き仕上	37,570
		小叩仕上	38,050
	並	磨き仕上	34,210
小叩仕上	34,390		

評点項目		標準評点数	
安山岩	小松石	磨き仕上	42,410
		小叩仕上	40,290
	鉄平石	小口積み	28,700
		方形貼	20,050
	乱貼	15,010	
凝灰石	多胡石	27,990	
	大谷石	21,040	
人造石ブロック	テラゾーブロック	種石径50mm	28,420
		種石径15mm	25,620
		種石径6mm	24,120
	テラゾー現場研	12,920	

評点項目		標準評点数	
スレートボード	平板	8mm厚	2,930
		6mm厚	2,600
		3mm厚	7,190
合成樹脂板	塩化ビニル	2mm厚	5,960
		1mm厚	4,880
	メラミン	2.0mm厚	6,480
		1.6mm厚	5,580
軟質繊維板	普通板	1.2mm厚	5,320
		12mm厚	2,840
	吸音板	9mm厚	2,620
		12mm厚	3,140

人造石塗	人造石研出		12,530
	人造石洗出		8,240
	かき落し		3,340
モルタル	金ごて磨き		2,880
	はけ引き		2,680
	上		5,480
コンクリート打放	中		4,120
	並		2,690
プラスチック			3,490
和風壁			9,520
角タイル	75mm角	窯変	9,150
		色物	7,920
	100mm角	窯変	8,440
		色物	7,380
	150mm角	色物	7,960
200mm角	柄物	10,550	
小口・二丁掛タイル	窯変		11,340
	色物		9,210
モザイクタイル	窯変		8,960
	色物		6,710
大型テラカッタタイル			29,790
鉛タイル	2mm厚		7,090
着色亜鉛鉄板	成型板	上	4,720
		中	4,510
		並	4,190
亜鉛鉄板	0.4mm厚		3,290
	0.3mm厚		3,230
ほうろう鋼板			28,870
化粧鋼板	メラミン鋼板		18,980
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板		10,110
印刷鋼板			8,160
ステンレス板	上		31,150
	中		27,080
	並		22,900
アルミニウム板	成型板	上	15,110
		中	13,000
		並	10,610
	吸音板		10,620
	着色板		17,550
鉛合板	アルミダイカスト		28,620
	2.0mm厚		10,270
スレートボード	0.8mm厚		7,310
	フレキシブル板	8mm厚	3,470
		6mm厚	3,100
		4mm厚	2,820

半硬質繊維板	9mm厚		2,780	
	6mm厚		3,010	
硬質繊維板	普通板	6.5mm厚	2,990	
		5.0mm厚	2,740	
		3.5mm厚	2,630	
	化粧板	5.0mm厚	3,090	
パーティクルボード	25mm厚		3,420	
	15mm厚		2,960	
	10mm厚		2,860	
木毛セメント板	普通板	25mm厚	2,410	
		20mm厚	2,300	
		9~15mm厚	2,240	
パルプセメント板	化粧板	25mm厚	2,700	
	普通板	6mm厚	2,120	
	化粧板	6mm厚	2,420	
硬質木片セメント板	25mm厚		4,400	
	18mm厚		3,700	
	12mm厚		3,100	
木片セメント板	50mm厚		3,940	
	30mm厚		3,130	
石膏ボード	普通板	12.5mm厚	1,960	
		9.5mm厚	1,900	
		7.0mm厚	1,880	
	化粧板	9.5mm厚	2,130	
珪酸カルシウム板	8mm厚		2,770	
無石綿珪酸カルシウム板	8mm厚		2,890	
無石綿珪酸カルシウム板化粧板	6mm厚		4,050	
コルク板	12mm厚		7,120	
	9mm厚		6,570	
	桧		5,890	
	杉・ラワン		4,850	
	ラワン合板	9.0mm厚		2,870
		5.5mm厚		2,530
		4.0mm厚		2,460
	なら合板	9mm厚		4,380
		6mm厚		3,650
		4mm厚		2,920
	合板	難燃合板		3,630
単板張合板			上	6mm厚
		並	4mm厚	4,120
			6mm厚	3,880
			4mm厚	3,210
		合成樹脂被覆合板	上	5mm厚
		3mm厚	3,960	

評点項目		標準評点数		
紙貼	並	5mm厚	3,530	
		3mm厚	2,990	
	プリント合板	5.0mm厚	3,160	
		2.5mm厚	2,950	
	塗装合板	上	5mm厚	4,090
			3mm厚	3,280
		並	5mm厚	3,240
			3mm厚	2,760
	合板クロス	化粧	5mm厚	3,800
			3mm厚	3,260
和風壁合板	4mm厚		3,070	
紙貼	和紙		4,980	
	洋紙		5,320	
合成樹脂壁紙	上	柄物	4,140	
		無地	4,020	
	並	柄物	3,460	
		無地	3,250	
布貼	上		9,690	
	中		5,160	
	並		4,010	
竹			23,010	
結晶化ガラス			41,240	

4 床仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数	
大理石	上		43,780
	中		32,680
	並		29,180
	上	磨き仕上	40,960
		小叩仕上	42,460

評点項目		標準評点数	
花崗岩	中	磨き仕上	32,710
		小叩仕上	33,910
	並	磨き仕上	29,350
		小叩仕上	30,250
安山岩	小松石	磨き仕上	37,550
		小叩仕上	36,150
	鉄平石	磨き仕上	18,670
		方形貼	14,590
凝灰石	大谷石		16,900
	多胡石		23,850
	テラゾー	種石径50mm	26,180
	ロック	種石径15mm	23,380
		種石径6mm	21,880
人造石ブロック	タイル		11,200
	テラゾー現場研		11,070
	人造石研出		9,390
モルタル	人造石洗出		7,580
	金ごて仕上		1,480
	木ごて仕上		1,280
特殊モルタル	耐酸モルタル		5,650
	アスファルトモルタル		3,250
	硬化剤入	上	2,490
		並	2,130
コンクリート直仕上	表面すべり止め地仕上		1,040
	金ごて仕上		490
	木ごて仕上		300
合成樹脂塗床	エポキシ		4,340
	ポリウレタン		2,730
	塩化ビニル		1,960
小口・二丁掛タイル	色物		8,950

評点項目		標準評点数	
モザイクタイル	色物		6,670
角タイル	75mm角	色物	8,800
	100mm角	色物	8,640
	200mm角	色物	10,310
	300mm角	色物	10,340
クリンカータイル	150mm角		8,020
	180mm角		7,890
特殊タイル	陶製黒色大仏タイル	150mm角	20,720
ゴムタイル	9mm厚		11,950
	6mm厚		9,160
	3mm厚		6,290
リノリウム・リノタイル	3mm厚		4,040
	2mm厚		3,770

評点項目		標準評点数	
硬質繊維板	5.0mm厚		3,870
	3.5mm厚		3,750
縹甲板	桧・なら	18mm厚	8,010
		15mm厚	8,510
フローリング	ふな	18mm厚	8,410
		15mm厚	8,010
	アビトン	18mm厚	7,850
		15mm厚	7,450
フローリングブロック	桧・なら		6,250
	ふな		5,850
パーティクルボード	20mm厚		5,430
	15mm厚		5,180

ビュアタイル	3mm厚	10,100	
	2mm厚	6,290	
塩化ビニルタイル	軟質タイル	3mm厚	2,550
		2mm厚	2,090
	半硬質タイル	3mm厚	2,410
		2mm厚	1,900
塩化ビニルシート	3mm厚	2,850	
	2mm厚	2,600	
コルクタイル	12mm厚	9,040	
	9mm厚	8,490	
エキスパンドメタル		4,460	
織鋼板	6.0mm厚	5,440	
	4.5mm厚	4,790	
	3.2mm厚	4,260	
畳	上	11,600	
	中	9,470	
	並	7,750	
じゅうたん	特	20,500	
	上	9,540	
	中	6,790	
ニードルパンチカーペット	上	2,350	
	並	1,750	
タイルカーペット		4,550	
デッキガラス	コンクリート打込	48,890	
れんが	鉄製枠	58,610	
	小端立て敷	9,680	
床用アスファルトブロック	平敷	6,280	
	50×120×240 (mm)	8,070	
	25×120×240 (mm)	6,770	
フリーアクセス床	アルミ系	上	33,030
		並	22,890
	鋼製系	上	24,430
		並	13,770
	合成樹脂・セメント系	上	16,690
		並	12,170
モザイクパーケット	桜・なら	6,110	
	ぶな	5,850	
寄木貼	上	37,240	
	中	29,250	
	並	20,080	
	6.5mm厚	4,110	

合板	単板張合板	上	11,600
		並	8,030
	合成樹脂被覆合板	15.0mm厚	6,900
		12.0mm厚	4,820
		9.0mm厚	4,550
ラワン合板	5.5mm厚	4,340	
		4,000	
着色コンクリート床		2,100	
軟質クッションフロア	上	3,350	
	中	3,030	
	並	2,580	
硬質クッションフロア	上	5,730	
	中	4,550	
	並	3,350	

5 天井仕上 (1.0m²当たり)

材	評点項目	標準評点数		
板	特	29,760		
	上	18,980		
	中	10,270		
	並	6,980		
合板	ラワン合板	5.5mm厚	3,250	
		4.0mm厚	3,180	
	なら合板	6mm厚	4,470	
		4mm厚	3,750	
	単板張合板		4,940	
			5,640	
	合成樹脂被覆合板	上	4mm厚	5,380
			3mm厚	5,120
		並	5mm厚	4,350
			4mm厚	4,080
			3mm厚	3,820
	プリント合板	5mm厚	3,880	
4mm厚		3,710		
3mm厚		3,670		
軟質繊維板	吸音板	12mm厚	3,790	
		9mm厚	3,430	
	塗装吸音板	12mm厚	3,920	
		9mm厚	3,670	
	普通板	12mm厚	2,730	
半硬質繊維板	吸音板	9mm厚	2,510	
	塗装吸音板	9mm厚	3,710	
		9.0mm厚	3,950	
		2,840		

材	評点項目	標準評点数		
石膏ボード	普通板	6.0mm厚	2,790	
		4.5mm厚	2,690	
	普通板	6.5mm厚	2,870	
		5.0mm厚	2,630	
パーティクルボード	普通板	25mm厚	2,520	
		20mm厚	3,310	
		15mm厚	2,850	
		10mm厚	2,750	
木毛セメント板	25mm厚	コンクリート打込	2,660	
			1,200	
	20mm厚	コンクリート打込	2,550	
			1,090	
石膏ボード	普通板	12.5mm厚	2,490	
		9.5mm厚	2,180	
	着色板	7.0mm厚	2,120	
		9.5mm厚	2,100	
	吸音板	9.5mm厚	2,250	
			2,340	
合成樹脂板	塩化ビニル	上	8,430	
		並	7,200	
	メラミン	1.6mm厚	6,820	
		1.2mm厚	6,560	
コルク板	12mm厚	8,070		
	9mm厚		6,880	
			6,320	
スレートボード	フレキシブル板	吸音板	6.0mm厚	3,870
			3.2mm厚	3,530
	普通板	5mm厚	3,230	
		4mm厚	3,090	

材	評点項目	標準評点数	
ガラス繊維板	普通板	3mm厚	3,040
		8mm厚	3,270
	吸音板	6mm厚	2,990
		4mm厚	3,230
岩綿板	吸音板	6mm厚	4,050
		19mm厚	5,850
	塗装吸音板	12mm厚	3,770
珪酸カルシウム板		9mm厚	3,720
		6mm厚	2,980
無石綿珪酸カルシウム板		6mm厚	3,030
	発泡合成樹脂		1,220
紙貼	和紙		5,140
	洋紙		5,410
	上		9,760
布貼	中		4,760
	並		3,690
	上	柄物	4,120
合成樹脂紙貼		無地	3,960
	並	柄物	3,450
		無地	3,190
アルミニウム板	平板	0.8mm厚	6,760
		0.5mm厚	5,280
		0.3mm厚	4,220
	吸音板	上	18,280
		並	10,930
	成型板	上	15,510
		中	13,400
並		11,000	
普通板	0.40mm厚	3,160	
	0.30mm厚	3,050	

材	評点項目	標準評点数	
着色亜鉛鉄板	成型板	0.27mm厚	3,030
		上	5,300
	中		5,090
		並	4,770
化粧鋼板	ほうろう鋼板	29,130	
	メラミン鋼板	19,240	
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	10,370	
	印刷鋼板	8,420	
鋼板	0.40mm厚	16,490	
	0.35mm厚	15,240	
	0.30mm厚	14,270	
ステンレス板	上	31,410	
	成型板	中	27,340

材	評点項目	標準評点数	
モルタル防水	エマルジョン系	保護層なし	2,570
	ケイ酸ソーダ系		3,080
		エマルジョン系	
コンクリート直仕上		1,330	
アスファルトコンクリート	普通		7,780
			7,840
			7,200
	日本瓦	釉薬	10,150
		塩焼	8,750
	洋風瓦	釉薬	5,120
		塩焼	4,960
セメント瓦 (白色)			
亜鉛鉄板	瓦棒	0.4mm厚	4,960

		並	23,160
ブラスター			3,780
漆喰壁			5,780
モルタル	金ごて仕上		2,940
	はけ引き		2,740
光天井	アルミダイカスト		60,720
	アクリル系		22,260
	塩化ビニル系		18,430
コンクリート打放	上		5,480
	中		4,120
	並		2,690
塩化ビニル成型浴室天井材			7,590

6 屋根仕上 (1.0m²当たり)

評点項目			標準評点数
アスファルト防水	150mm角ク リンカー イル	12層	12,560
		8層	11,730
	モルタル (目地切り)	6層	11,180
		12層	6,900
	露出防水	8層	6,060
		6層	5,510
	人造石塗	上	4,950
		中	14,680
		並	13,850
	シート防水	豆砂利押	粒が揃っているもの
粒の揃い方が普通のもの			4,740
非遊歩用		粒が不揃いのもの	4,700
		合成ゴム系 0.8mm厚	4,660
遊歩用		塩化ビニル系 ポリイソブチレン系	3,680
		合成ゴム系 2mm厚	2,700
合成樹脂系 2mm厚		塩化ビニル系 ポリイソブチレン系	2,930
		合成樹脂系 2mm厚	4,870
エポキシ系 合成ゴム系 エマルジョン系		モルタル保護層あり	3,680
		モルタル保護層あり	4,410
塗膜防水	エポキシ系 合成ゴム系	モルタル保護層あり	5,150
	保護層なし	3,330	3,940
	保護層なし	3,250	

着色亜鉛鉄板	長尺板	0.3mm厚	4,860	
			瓦棒	0.40mm厚 5,230
			0.30mm厚 5,050	
			0.27mm厚 5,010	
			0.40mm厚 4,550	
	平葺	0.30mm厚 4,420		
		0.27mm厚 4,390		
		0.40mm厚 3,730		
		0.30mm厚 3,580		
		0.27mm厚 3,540		
鋼板	折板	1.2mm厚	3,730	
		1.0mm厚	3,530	
		0.8mm厚	3,330	
	瓦棒	0.20mm厚	10,220	
		0.40mm厚	16,360	
		0.35mm厚	13,630	
		0.30mm厚	8,830	
		0.20mm厚	8,260	
	アルミニウム板	普通板	瓦棒	0.8mm厚 9,040
				0.5mm厚 6,740
波板葺		0.4mm厚 6,390		
		0.3mm厚 5,540		
		0.5mm厚 5,460		
長尺板	瓦棒	0.4mm厚 5,100		
		0.5mm厚 6,070		
		0.4mm厚 5,970		
ステンレス板	瓦棒	0.8mm厚 12,910		
		0.6mm厚 10,300		
		0.3mm厚 7,280		
フッ素樹脂鋼板		0.6mm厚 5,990		
チタン		0.3mm厚 20,690		
ガラス板	板ガラス	3mm厚 4,350		
		網入ガラス板(磨き板) 6.2mm厚 10,210		
		波型網入ガラス6mm厚 鋼製特殊金物止 14,810		
	デッキガラス	鉄製枠 60,250		
		コンクリート打込 50,530		
波型スレート	大波板	普通板 野地板あり 3,580		
		着色板 野地板なし 2,270		
	小波板	普通板 野地板あり 4,180		
		着色板 野地板なし 3,560		
厚型スレート	横瓦平型、小豆色	野地板あり 2,250		
		野地板なし 4,140		
スレートボード	着色板	4,530		
		5,740		

評点項目			標準評点数
天然スレート	平葺		7,050
合成樹脂板	ポリエステル大波板	1.5mm厚	3,920
		1.0mm厚	3,240
		0.8mm厚	2,840
	アクリル	3.0mm厚	5,810
		2.0mm厚	5,020
		1.5mm厚	4,630
		塩化ビニル大波板	1.5mm厚 3,420
	0.8mm厚 2,810		
アスファルトシングル		4,650	

7 建具 (1.0m²当たり)

評点項目			標準評点数
サッシュ	スライド式 (引違い、開き)	枠見込120mm	20,170
		枠見込100mm	16,430
		枠見込90mm	14,530
		枠見込120mm	23,000
		枠見込100mm	18,820
	回転式	枠見込100mm	16,300
		枠見込90mm	11,880
		枠見込120mm	11,880
		枠見込100mm	9,900
		枠見込90mm	8,580
固定式 (嵌殺し)	枠見込120mm	11,880	
	枠見込100mm	18,990	
木製	板戸	杉	20,190
		ラワン合板	19,000
製	フラッシュ戸	単板複合板	65,010
		合成樹脂被覆合板	上 52,550
		並	27,970
	しな合板		24,500

評点項目			標準評点数
建具	かまち戸	桧	36,280
		杉	30,390
		ラワン	24,630
	ふすま	中	7,550
		並	6,440
	障子	猫間(ガラス共)	18,990
		腰付額入(ガラス共)	10,700
		腰付額なし	6,150
	雨戸	杉	9,770
		亜鉛鉄板	6,640
網戸	ステンレス網	7,820	
	合成樹脂網	4,170	
鋼製	サッシュ	スライド式 (引違い、開き)	枠見込150mm 30,700
			枠見込100mm 25,760
		回転式	枠見込85mm 18,610
			枠見込150mm 36,760
			枠見込100mm 30,850
	固定式(嵌殺し)	枠見込85mm 22,410	
		枠見込150mm 19,320	
		枠見込100mm 16,200	
		枠見込85mm 11,790	
		枠見込150mm 54,560	
上げ下げ	枠見込100mm 45,730		
	枠見込85mm 32,800		
バランス	枠見込150mm 45,280		
	枠見込100mm 37,880		
	枠見込85mm 27,800		
すべり出し、突出し	枠見込150mm 35,190		
	枠見込100mm 29,630		

評点項目			標準評点数
具	かまち戸	枠見込85mm	21,990
		枠見込150mm	55,060
		枠見込100mm	46,560
	アングル戸	枠見込85mm	39,750
		枠見込150mm	43,510
		枠見込100mm	36,940
		枠見込85mm	31,880
	フラッシュ戸	枠見込150mm	57,200
		枠見込100mm	48,360
	雨戸	枠見込85mm	41,210
パイプシャッター			14,120
	軽量タイプシャッター		34,550
			17,430

評点項目			標準評点数
アコーディオンドア(アルミ緑のもの)	手動		83,630
			18,820
溝型ガラス	網入プロフィリッ ト	7mm厚	36,740
		6mm厚	36,090
ガラスブロック	透明115×115×95(mm)		51,460
	透明145×145×95(mm)		39,880
	透明190×190×95(mm)		32,210
	色物145×145×95(mm)		46,390
普通板ガラス・フロー	透明	6mm厚	3,580
		5mm厚	2,630
		3mm厚	2,000
		2mm厚	1,650
		6mm厚	4,610

シャッター	重量タイプシャッター	46,260	
	グリルシャッター	51,970	
	ホールディングゲート	20,800	
サッシュ	スライド式 (引違い、開き)	枠見込100mm	29,230
		枠見込 70mm	18,560
		枠見込 60mm	15,950
	回転式	枠見込100mm	35,060
		枠見込 70mm	21,980
		枠見込 60mm	18,790
アルミニウム建具	固定式 (嵌殺し)	枠見込100mm	24,790
		枠見込70mm	16,190
		枠見込60mm	12,920
		枠見込100mm	34,460
		枠見込70mm	24,520
		枠見込60mm	18,100
	すべり出し	枠見込100mm	48,350
		枠見込70mm	37,070
	かまち戸	枠見込100mm	52,880
		枠見込70mm	39,530
	フラッシュ戸	シャッター	40,100
		グリルシャッター	44,590
		ホールディングゲート	30,800
	網戸	真鍮網	6,180
		ステンレス網	4,500
		合成樹脂網	3,240
	ジャロジー	枠見込70mm	57,380
		枠見込150mm	99,700
	サッシュ	枠見込100mm	90,750
		枠見込150mm	151,090
	かまち戸	枠見込100mm	128,470
枠見込150mm		167,500	
フラッシュ戸	枠見込100mm	140,610	
	枠見込150mm	212,210	
シャッター	グリルシャッター	84,000	
	パイプシャッター	76,710	
	ホールディングゲート	61,490	
	シャッター	110,410	
ブロンズ製建具	サッシュ (引違い)	208,310	
フレームレスドア	強化ガラス戸	343,650	
	自動	177,220	
アクリル戸	自動	264,420	

ガラス	ト	すりガラス	5mm厚	3,480
		3mm厚	2,340	
		2mm厚	1,790	
	型板ガラス	型板	4mm厚	2,320
			2mm厚	1,520
	網入板ガラス	型板	6.8mm厚	4,060
		磨き板	10.0mm厚	10,930
	磨き板ガラス	8mm厚	6.8mm厚	7,860
			5~6mm厚	5,610
	熱線吸収ガラス	フロート	5~6mm厚	3,670
			3mm厚	4,910
	色ガラス	フロート	5~6mm厚	2,280
			3mm厚	9,390
	合わせガラス	フロート	5mm+5mm厚	6,060
			3mm+3mm厚	15,150
	強化ガラス	磨き板	3mm+3mm厚	9,880
			3mm+5mm厚	12,770
	複層ガラス	普通板	3mm+3mm厚	10,580
			10mm厚	15,470
	ガラス熱線反射	磨き板	6mm厚	7,710
			着色板	8mm厚
グラスステンド	複雑な形でリブ上等のもの	6mm厚	8,760	
		18mm厚	12,140	
グラスステンド	複雑な形でリブ上等のもの	16mm厚	10,850	
		12mm厚	8,070	
グラスステンド	複雑な形でリブ上等のもの	普通板+網入磨き板	19,250	
		熱線吸収板	17.8mm厚	18,550
グラスステンド	複雑な形でリブ上等のもの	16mm厚	11,560	
		10mm厚	12,230	
グラスステンド	複雑な形でリブ上等のもの	ブルー	12,230	
		10mm厚	215,420	
グラスステンド	複雑な形でリブ上等のもの	形、リブ共上等のもの	186,910	
		形、リブ共普通のもの	154,170	

8 加算評点項目

(1) 塗装 (1.0m²当たり)

評点項目	標準評点数
油性ペイント	1,150
水性ペイント	1,670

評点項目	標準評点数	
合成樹脂系エマルジョンペイント	1,050	
合成樹脂系ペイント	上	2,650
	並	1,980
ラッカー	上	3,690
	並	2,290
耐酸ペイント	2,050	
特殊ペイント	防水塗料	1,160
	多彩塗料	1,840

(2) 吹付 (1.0m²当たり)

評点項目	標準評点数	
砂壁状合成樹脂吹付	アクリル系	710
	ビニル系	1,200
砂壁状セメント系吹付	化粧用セメント	710
	厚付型セメント	2,060
陶磁器質状吹付	ひる石系	1,800
	セメント系	2,450
陶磁器質状吹付	エポキシ樹脂系	3,820
	磁器質系	1,240
ロックウール吹付 (岩綿)	2,020	
ロックウール吹付	2,180	
コルク吹付	1,900	
色セメント吹付	240	
現場調合モルタル吹付	800	
繊維壁吹付	850	
樹脂入スタッコ吹付	1,820	

(3) 下地等 (1.0m²当たり)

評点項目	標準評点数
メタルラス下地	490
断熱・吸音材	640

(4) 天窓 (1個当たり)

評点項目	標準評点数	
天窓	固定式	82,290
	開閉式	127,490

別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表 (略)

別表第14 削除 (一部改正:昭47.12告示第304号、削除:平12.09告示217号) (非木造家屋部分損耗減点補正率基準表)

別表第15 耐用年数に応ずる減価率表 (略:償却資産関係)

別表第16 物価の変動に応ずる補正倍数表 (略:償却資産関係)

参考:告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件 (平成14年7月9日 自治省告示第409号)

総務省告示第四百九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（昭和三十八年自治省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成十五年度分の固定資産税から適用する。
平成十四年七月九日 総務大臣 片山虎之助

第2章第2節第3の木造家屋評点基準表の部分別区分の表中

(10) その他工事	(1)から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひし)、樋(とい)及び階段等がこれに含まれる。	を
(11) 建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。	
(10) 建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。	に
(11) 仮設工事	敷地の仮囲(かこい)、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。	
(12) その他工事	(1)から(11)までのいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひし)、樋(とい)及び階段等がこれに含まれる。	

改める。

第2章第2節四中「1から3」を「算式」に改め、同節四1、2及び3を次のように改める。

(算式)

再建築費評点数＝基準年度の前年度における再建築費評点数×再建築費評点補正率

- 1 基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第2章第1節及び第2節によつて求めたものをいう。
- 2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。

第2章第3節四中「1から3」を「算式」に改め、同節四1、2及び3を次のように改める。

(算式)

再建築費評点数＝基準年度の前年度における再建築費評点数×再建築費評点補正率

- 1 基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第2章第1節及び第3節によつて求めたものをいう。
- 2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。

第2章第4節五中「平成13年度又は平成14年度」を「平成16年度又は平成17年度」に、「平成13年1月1日又は平成14年1月1日」を「平成16年1月1日又は平成17年1月1日」に、「本節三」を「本節四」に、「本節一」を「本節二」に改め、五を六に改める。

第2章第4節四中「平成12年度」を「平成15年度」に、「平成12年1月1日」を「平成15年1月1日」に、「本節二」を「本節三」に改め、四を五に改める。

第2章第4節三中「平成13年度又は平成14年度」を「平成16年度又は平成17年度」に、「平成13年1月1日又は平成14年1月1日」を「平成16年1月1日又は平成17年1月1日」に、「平成12年1月2日又は平成13年1月2日」を「平成15年1月2日又は平成16年1月2日」に改め、同節三1中「本節一」を「本節二」に、「同節三2中「平成12年度」を「平成15年度」に、「平成13年度」を「平成16年度」に、「平成14年度」を「平成17年度」に改め、三を四に改める。

第2章第4節二中「平成12年度」を「平成15年度」に、「平成12年1月1日」を「平成15年1月1日」に、「平成11年1月2日」を「平成14年1月2日」に改める。同節二1中「本節一」を「本節二」に改め、同節二2中「平成11年度」を「平成14年度」に改め、二を三に改める。

第2章第4節一を二に改め、同節一として次のように加える。

- 一 固定資産税に係る平成15年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。

- 1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋） 0.96
- 2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋） 0.96

別表第8 1を次のように改める。

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物

※略:上記評価基準に同じ

別表第9 1中

「 47,000点未満 47,000点以上 75,000点未満 75,000点以上 117,000点未満 117,000点以上 148,000点未満 148,000点以上 189,000点未満 189,000点以上 230,000点未満 230,000点以上 271,000点未満 271,000点以上 312,000点未満 312,000点以上 353,000点未満 353,000点以上 394,000点未満 394,000点以上 435,000点未満 435,000点以上 476,000点未満 476,000点以上 517,000点未満 517,000点以上 558,000点未満 558,000点以上 599,000点未満 599,000点以上 640,000点未満 640,000点以上 681,000点未満 681,000点以上 722,000点未満 722,000点以上 763,000点未満 763,000点以上 804,000点未満 804,000点以上 845,000点未満 845,000点以上 886,000点未満 886,000点以上 927,000点未満 927,000点以上 968,000点未満 968,000点以上 1,009,000点未満 1,009,000点以上 1,050,000点未満 1,050,000点以上 1,091,000点未満 1,091,000点以上 1,132,000点未満 1,132,000点以上 1,173,000点未満 1,173,000点以上 1,214,000点未満 1,214,000点以上 1,255,000点未満 1,255,000点以上 1,296,000点未満 1,296,000点以上 1,337,000点未満 1,337,000点以上 1,378,000点未満 1,378,000点以上 1,419,000点未満 1,419,000点以上 1,460,000点未満 1,460,000点以上 1,501,000点未満 1,501,000点以上 1,542,000点未満 1,542,000点以上 1,583,000点未満 1,583,000点以上 1,624,000点未満 1,624,000点以上 1,665,000点未満 1,665,000点以上 1,706,000点未満 1,706,000点以上 1,747,000点未満 1,747,000点以上 1,788,000点未満 1,788,000点以上 1,829,000点未満 1,829,000点以上 1,870,000点未満 1,870,000点以上 1,911,000点未満 1,911,000点以上 1,952,000点未満 1,952,000点以上 1,993,000点未満 1,993,000点以上 2,034,000点未満 2,034,000点以上 2,075,000点未満 2,075,000点以上 2,116,000点未満 2,116,000点以上 2,157,000点未満 2,157,000点以上 2,198,000点未満 2,198,000点以上 2,239,000点未満 2,239,000点以上 2,280,000点未満 2,280,000点以上 2,321,000点未満 2,321,000点以上 2,362,000点未満 2,362,000点以上 2,403,000点未満 2,403,000点以上 2,444,000点未満 2,444,000点以上 2,485,000点未満 2,485,000点以上 2,526,000点未満 2,526,000点以上 2,567,000点未満 2,567,000点以上 2,608,000点未満 2,608,000点以上 2,649,000点未満 2,649,000点以上 2,690,000点未満 2,690,000点以上 2,731,000点未満 2,731,000点以上 2,772,000点未満 2,772,000点以上 2,813,000点未満 2,813,000点以上 2,854,000点未満 2,854,000点以上 2,895,000点未満 2,895,000点以上 2,936,000点未満 2,936,000点以上 2,977,000点未満 2,977,000点以上 3,018,000点未満 3,018,000点以上 3,059,000点未満 3,059,000点以上 3,100,000点未満 3,100,000点以上 3,141,000点未満 3,141,000点以上 3,182,000点未満 3,182,000点以上 3,223,000点未満 3,223,000点以上 3,264,000点未満 3,264,000点以上 3,305,000点未満 3,305,000点以上 3,346,000点未満 3,346,000点以上 3,387,000点未満 3,387,000点以上 3,428,000点未満 3,428,000点以上 3,469,000点未満 3,469,000点以上 3,510,000点未満 3,510,000点以上 3,551,000点未満 3,551,000点以上 3,592,000点未満 3,592,000点以上 3,633,000点未満 3,633,000点以上 3,674,000点未満 3,674,000点以上 3,715,000点未満 3,715,000点以上 3,756,000点未満 3,756,000点以上 3,797,000点未満 3,797,000点以上 3,838,000点未満 3,838,000点以上 3,879,000点未満 3,879,000点以上 3,920,000点未満 3,920,000点以上 3,961,000点未満 3,961,000点以上 4,002,000点未満 4,002,000点以上 4,043,000点未満 4,043,000点以上 4,084,000点未満 4,084,000点以上 4,125,000点未満 4,125,000点以上 4,166,000点未満 4,166,000点以上 4,207,000点未満 4,207,000点以上 4,248,000点未満 4,248,000点以上 4,289,000点未満 4,289,000点以上 4,330,000点未満 4,330,000点以上 4,371,000点未満 4,371,000点以上 4,412,000点未満 4,412,000点以上 4,453,000点未満 4,453,000点以上 4,494,000点未満 4,494,000点以上 4,535,000点未満 4,535,000点以上 4,576,000点未満 4,576,000点以上 4,617,000点未満 4,617,000点以上 4,658,000点未満 4,658,000点以上 4,699,000点未満 4,699,000点以上 4,740,000点未満 4,740,000点以上 4,781,000点未満 4,781,000点以上 4,822,000点未満 4,822,000点以上 4,863,000点未満 4,863,000点以上 4,904,000点未満 4,904,000点以上 4,945,000点未満 4,945,000点以上 4,986,000点未満 4,986,000点以上 5,027,000点未満 5,027,000点以上 5,068,000点未満 5,068,000点以上 5,109,000点未満 5,109,000点以上 5,150,000点未満 5,150,000点以上 5,191,000点未満 5,191,000点以上 5,232,000点未満 5,232,000点以上 5,273,000点未満 5,273,000点以上 5,314,000点未満 5,314,000点以上 5,355,000点未満 5,355,000点以上 5,396,000点未満 5,396,000点以上 5,437,000点未満 5,437,000点以上 5,478,000点未満 5,478,000点以上 5,519,000点未満 5,519,000点以上 5,560,000点未満 5,560,000点以上 5,601,000点未満 5,601,000点以上 5,642,000点未満 5,642,000点以上 5,683,000点未満 5,683,000点以上 5,724,000点未満 5,724,000点以上 5,765,000点未満 5,765,000点以上 5,806,000点未満 5,806,000点以上 5,847,000点未満 5,847,000点以上 5,888,000点未満 5,888,000点以上 5,929,000点未満 5,929,000点以上 5,970,000点未満 5,970,000点以上 6,011,000点未満 6,011,000点以上 6,052,000点未満 6,052,000点以上 6,093,000点未満 6,093,000点以上 6,134,000点未満 6,134,000点以上 6,175,000点未満 6,175,000点以上 6,216,000点未満 6,216,000点以上 6,257,000点未満 6,257,000点以上 6,298,000点未満 6,298,000点以上 6,339,000点未満 6,339,000点以上 6,380,000点未満 6,380,000点以上 6,421,000点未満 6,421,000点以上 6,462,000点未満 6,462,000点以上 6,503,000点未満 6,503,000点以上 6,544,000点未満 6,544,000点以上 6,585,000点未満 6,585,000点以上 6,626,000点未満 6,626,000点以上 6,667,000点未満 6,667,000点以上 6,708,000点未満 6,708,000点以上 6,749,000点未満 6,749,000点以上 6,790,000点未満 6,790,000点以上 6,831,000点未満 6,831,000点以上 6,872,000点未満 6,872,000点以上 6,913,000点未満 6,913,000点以上 6,954,000点未満 6,954,000点以上 6,995,000点未満 6,995,000点以上 7,036,000点未満 7,036,000点以上 7,077,000点未満 7,077,000点以上 7,118,000点未満 7,118,000点以上 7,159,000点未満 7,159,000点以上 7,200,000点未満 7,200,000点以上 7,241,000点未満 7,241,000点以上 7,282,000点未満 7,282,000点以上 7,323,000点未満 7,323,000点以上 7,364,000点未満 7,364,000点以上 7,405,000点未満 7,405,000点以上 7,446,000点未満 7,446,000点以上 7,487,000点未満 7,487,000点以上 7,528,000点未満 7,528,000点以上 7,569,000点未満 7,569,000点以上 7,610,000点未満 7,610,000点以上 7,651,000点未満 7,651,000点以上 7,692,000点未満 7,692,000点以上 7,733,000点未満 7,733,000点以上 7,774,000点未満 7,774,000点以上 7,815,000点未満 7,815,000点以上 7,856,000点未満 7,856,000点以上 7,897,000点未満 7,897,000点以上 7,938,000点未満 7,938,000点以上 7,979,000点未満 7,979,000点以上 8,020,000点未満 8,020,000点以上 8,061,000点未満 8,061,000点以上 8,102,000点未満 8,102,000点以上 8,143,000点未満 8,143,000点以上 8,184,000点未満 8,184,000点以上 8,225,000点未満 8,225,000点以上 8,266,000点未満 8,266,000点以上 8,307,000点未満 8,307,000点以上 8,348,000点未満 8,348,000点以上 8,389,000点未満 8,389,000点以上 8,430,000点未満 8,430,000点以上 8,471,000点未満 8,471,000点以上 8,512,000点未満 8,512,000点以上 8,553,000点未満 8,553,000点以上 8,594,000点未満 8,594,000点以上 8,635,000点未満 8,635,000点以上 8,676,000点未満 8,676,000点以上 8,717,000点未満 8,717,000点以上 8,758,000点未満 8,758,000点以上 8,799,000点未満 8,799,000点以上 8,840,000点未満 8,840,000点以上 8,881,000点未満 8,881,000点以上 8,922,000点未満 8,922,000点以上 8,963,000点未満 8,963,000点以上 9,004,000点未満 9,004,000点以上 9,045,000点未満 9,045,000点以上 9,086,000点未満 9,086,000点以上 9,127,000点未満 9,127,000点以上 9,168,000点未満 9,168,000点以上 9,209,000点未満 9,209,000点以上 9,250,000点未満 9,250,000点以上 9,291,000点未満 9,291,000点以上 9,332,000点未満 9,332,000点以上 9,373,000点未満 9,373,000点以上 9,414,000点未満 9,414,000点以上 9,455,000点未満 9,455,000点以上 9,496,000点未満 9,496,000点以上 9,537,000点未満 9,537,000点以上 9,578,000点未満 9,578,000点以上 9,619,000点未満 9,619,000点以上 9,660,000点未満 9,660,000点以上 9,701,000点未満 9,701,000点以上 9,742,000点未満 9,742,000点以上 9,783,000点未満 9,783,000点以上 9,824,000点未満 9,824,000点以上 9,865,000点未満 9,865,000点以上 9,906,000点未満 9,906,000点以上 9,947,000点未満 9,947,000点以上 9,988,000点未満 9,988,000点以上 10,029,000点未満 10,029,000点以上 10,070,000点未満 10,070,000点以上 10,111,000点未満 10,111,000点以上 10,152,000点未満 10,152,000点以上 10,193,000点未満 10,193,000点以上 10,234,000点未満 10,234,000点以上 10,275,000点未満 10,275,000点以上 10,316,000点未満 10,316,000点以上 10,357,000点未満 10,357,000点以上 10,398,000点未満 10,398,000点以上 10,439,000点未満 10,439,000点以上 10,480,000点未満 10,480,000点以上 10,521,000点未満 10,521,000点以上 10,562,000点未満 10,562,000点以上 10,603,000点未満 10,603,000点以上 10,644,000点未満 10,644,000点以上 10,685,000点未満 10,685,000点以上 10,726,000点未満 10,726,000点以上 10,767,000点未満 10,767,000点以上 10,808,000点未満 10,808,000点以上 10,849,000点未満 10,849,000点以上 10,890,000点未満 10,890,000点以上 10,931,000点未満 10,931,000点以上 10,972,000点未満 10,972,000点以上 11,013,000点未満 11,013,000点以上 11,054,000点未満 11,054,000点以上 11,095,000点未満 11,095,000点以上 11,136,000点未満 11,136,000点以上 11,177,000点未満 11,177,000点以上 11,218,000点未満 11,218,000点以上 11,259,000点未満 11,259,000点以上 11,300,000点未満 11,300,000点以上 11,341,000点未満 11,341,000点以上 11,382,000点未満 11,382,000点以上 11,423,000点未満 11,423,000点以上 11,464,000点未満 11,464,000点以上 11,505,000点未満 11,505,000点以上 11,546,000点未満 11,546,000点以上 11,587,000点未満 11,587,000点以上 11,628,000点未満 11,628,000点以上 11,669,000点未満 11,669,000点以上 11,710,000点未満 11,710,000点以上 11,751,000点未満 11,751,000点以上 11,792,000点未満 11,792,000点以上 11,833,000点未満 11,833,000点以上 11,874,000点未満 11,874,000点以上 11,915,000点未満 11,915,000点以上 11,956,000点未満 11,956,000点以上 11,997,000点未満 11,997,000点以上 12,038,000点未満 12,038,000点以上 12,079,000点未満 12,079,000点以上 12,120,000点未満 12,120,000点以上 12,161,000点未満 12,161,000点以上 12,202,000点未満 12,202,000点以上 12,243,000点未満 12,243,000点以上 12,284,000点未満 12,284,000点以上 12,325,000点未満 12,325,000点以上 12,366,000点未満 12,366,000点以上 12,407,000点未満 12,407,000点以上 12,448,000点未満 12,448,000点以上 12,489,000点未満 12,489,000点以上 12,530,000点未満 12,530,000点以上 12,571,000点未満 12,571,000点以上 12,612,000点未満 12,612,000点以上 12,653,000点未満 12,653,000点以上 12,694,000点未満 12,694,000点以上 12,735,000点未満 12,735,000点以上 12,776,000点未満 12,776,000点以上 12,817,000点未満 12,817,000点以上 12,858,000点未満 12,858,000点以上 12,899,000点未満 12,899,000点以上 12,940,000点未満 12,940,000点以上 12,981,000点未満 12,981,000点以上 13,022,000点未満 13,022,000点以上 13,063,000点未満 13,063,000点以上 13,104,000点未満 13,104,000点以上 13,145,000点未満 13,145,000点以上 13,186,000点未満 13,186,000点以上 13,227,000点未満 13,227,000点以上 13,268,000点未満 13,268,000点以上 13,309,000点未満 13,309,000点以上 13,350,000点未満 13,350,000点以上 13,391,000点未満 13,391,000点以上 13,432,000点未満 13,432,000点以上 13,473,000点未満 13,473,000点以上 13,514,000点未満 13,514,000点以上 13,555,000点未満 13,555,000点以上 13,596,000点未満 13,596,000点以上 13,637,000点未満 13,637,000点以上 13,678,000点未満 13,678,000点以上 13,719,000点未満 13,719,000点以上 13,760,000点未満 13,760,000点以上 13,801,000点未満 13,801,000点以上 13,842,000点未満 13,842,000点以上 13,883,000点未満 13,883,000点以上 13,924,000点未満 13,924,000点以上 13,965,000点未満 13,965,000点以上 14,006,000点未満 14,006,000点以上 14,047,000点未満 14,047,000点以上 14,088,000点未満 14,088,000点以上 14,129,000点未満 14,129,000点以上 14,170,000点未満 14,170,000点以上 14,211,000点未満 14,211,000点以上 14,252,000点未満 14,252,000点以上 14,293,000点未満 14,293,000点以上 14,334,000点未満 14,334,000点以上 14,375,000点未満 14,375,000点以上 14,416,000点未満 14,416,000点以上 14,457,000点未満 14,457,000点以上 14,498,000点未満 14,498,000点以上 14,539,000点未満 14,539,000点以上 14,580,000点未満 14,580,000点以上 14,621,000点未満 14,621,000点以上 14,662,000点未満 14,662,000点以上 14,703,000点未満 14,703,000点以上 14,744,000点未満 14,744,000点以上 14,785,000点未満 14,785,000点以上 14,826,000点未満 14,826,000点以上 14,867,000点未満 14,867,000点以上 14,908,000点未満 14,908,000点以上 14,949,000点未満 14,949,000点以上 14,990,000点未満 14,990,000点以上 15,031,000点未満 15,031,000点以上 15,072,000点未満 15,072,000点以上 15,113,000点未満 15,113,000点以上 15,154,000点未満 15,154,000点以上 15,195,000点未満 15,195,000点以上 15,236,000点未満 15,236,000点以上 15,277,000点未満 15,277,000点以上 15,318,000点未満 15,318,000点以上 15,359,000点未満 15,359,000点以上 15,400,000点未満 15,400,000点以上 15,441
--

に改め、同表9中

「 29,000点未満	29,000点以上 45,000点未満	45,000点以上
-------------	------------------------	-----------

」を 「 28,000点未満 28,000点以上
43,000点未満 43,000点以上 」

に改める。

別表第9の2を次のように改める。
別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分
(平成13年4月1日現在の市町村の区分による)

※略:上記評価基準に同じ

別表第12 1を次のように改める。
別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

1 事務所、店舗、百貨店用建物

※略:上記評価基準に同じ

別表第12の2を次のように改める。

別表第12の2 単位当たり標準評点数

※略:上記評価基準に同じ

编者注:経過措置旧第一項中の「固定資産税に係る平成12年度から平成14年度まで」とあるのは「平成12年度から平成14年度まで」に改正されるべきものであるが、これに係る改正はNo.28平成14年12月06日告示第656号により行われている。

備考: No.27 平成14年07月09日告示第409号一部改正・主要部分新旧対照表

改正後 No.27 平成14年07月09日告示第409号一部改正	改正前 (No.25 平成12年09月01日告示第217号一部改正後)																																																																																																																																																																																																																
<p>第2章 家屋</p> <p>第4節 経過措置</p> <p>一 固定資産税に係る平成15年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。</p> <p>1 第2節四に定める再建築費評点補正率(木造家屋) 0.96</p> <p>2 第3節四に定める再建築費評点補正率(非木造家屋) 0.96</p> <p>二 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三にかかわらず、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。)を基礎として市町村長が定めるものとする。</p> <p>1 物価水準による補正率</p> <p>物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都(特別区の区域)における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。</p> <p>(1) 木造家屋</p> <p>指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないとき認められる場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定市</th> <th>率</th> <th>指定市</th> <th>率</th> <th>指定市</th> <th>率</th> <th>指定市</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>札幌市</td><td>1.00</td><td>特別区</td><td>1.00</td><td>大津市</td><td>0.95</td><td>高松市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>青森市</td><td>0.90</td><td>横浜市</td><td>1.00</td><td>京都市</td><td>1.00</td><td>松山市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>盛岡市</td><td>0.90</td><td>新潟市</td><td>0.90</td><td>大阪市</td><td>1.00</td><td>高知市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>仙台市</td><td>0.95</td><td>富山市</td><td>0.90</td><td>神戸市</td><td>1.00</td><td>福岡市</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>秋田市</td><td>0.90</td><td>金沢市</td><td>0.90</td><td>奈良市</td><td>0.95</td><td>佐賀市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>山形市</td><td>0.90</td><td>福井市</td><td>0.90</td><td>和歌山市</td><td>0.95</td><td>長崎市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>福島市</td><td>0.90</td><td>甲府市</td><td>0.90</td><td>鳥取市</td><td>0.90</td><td>熊本市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>水戸市</td><td>0.95</td><td>長野市</td><td>0.90</td><td>松江市</td><td>0.90</td><td>大分市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>宇都宮市</td><td>0.95</td><td>岐阜市</td><td>0.90</td><td>岡山市</td><td>0.95</td><td>宮崎市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>前橋市</td><td>0.95</td><td>静岡市</td><td>0.95</td><td>広島市</td><td>0.95</td><td>鹿児島市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>浦和市</td><td>0.95</td><td>名古屋市</td><td>1.00</td><td>山口市</td><td>0.90</td><td>那覇市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>千葉市</td><td>0.95</td><td>津市</td><td>0.95</td><td>徳島市</td><td>0.90</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 非木造家屋</p> <p>全市町村を通じて1.00とする。</p> <p>2 設計管理費等による補正率</p> <p>設計管理費等による補正率は、工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額の費用を基礎として定めたものであつて、全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積がおおむね10平方メートル以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。</p> <p>三 固定資産税に係る平成15年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成15年1月1日において地方税法第</p>	指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率	札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90	青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90	盛岡市	0.90	新潟市	0.90	大阪市	1.00	高知市	0.90	仙台市	0.95	富山市	0.90	神戸市	1.00	福岡市	1.00	秋田市	0.90	金沢市	0.90	奈良市	0.95	佐賀市	0.90	山形市	0.90	福井市	0.90	和歌山市	0.95	長崎市	0.90	福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90	水戸市	0.95	長野市	0.90	松江市	0.90	大分市	0.90	宇都宮市	0.95	岐阜市	0.90	岡山市	0.95	宮崎市	0.90	前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90	浦和市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.90	那覇市	0.90	千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90			<p>第2章 家屋</p> <p>第4節 経過措置</p> <p>二 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三にかかわらず、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。)を基礎として市町村長が定めるものとする。</p> <p>1 物価水準による補正率</p> <p>物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都(特別区の区域)における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。</p> <p>(1) 木造家屋</p> <p>指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないとき認められる場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定市</th> <th>率</th> <th>指定市</th> <th>率</th> <th>指定市</th> <th>率</th> <th>指定市</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>札幌市</td><td>1.00</td><td>特別区</td><td>1.00</td><td>大津市</td><td>0.95</td><td>高松市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>青森市</td><td>0.90</td><td>横浜市</td><td>1.00</td><td>京都市</td><td>1.00</td><td>松山市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>盛岡市</td><td>0.90</td><td>新潟市</td><td>0.90</td><td>大阪市</td><td>1.00</td><td>高知市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>仙台市</td><td>0.95</td><td>富山市</td><td>0.90</td><td>神戸市</td><td>1.00</td><td>福岡市</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>秋田市</td><td>0.90</td><td>金沢市</td><td>0.90</td><td>奈良市</td><td>0.95</td><td>佐賀市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>山形市</td><td>0.90</td><td>福井市</td><td>0.90</td><td>和歌山市</td><td>0.95</td><td>長崎市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>福島市</td><td>0.90</td><td>甲府市</td><td>0.90</td><td>鳥取市</td><td>0.90</td><td>熊本市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>水戸市</td><td>0.95</td><td>長野市</td><td>0.90</td><td>松江市</td><td>0.90</td><td>大分市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>宇都宮市</td><td>0.95</td><td>岐阜市</td><td>0.90</td><td>岡山市</td><td>0.95</td><td>宮崎市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>前橋市</td><td>0.95</td><td>静岡市</td><td>0.95</td><td>広島市</td><td>0.95</td><td>鹿児島市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>浦和市</td><td>0.95</td><td>名古屋市</td><td>1.00</td><td>山口市</td><td>0.90</td><td>那覇市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>千葉市</td><td>0.95</td><td>津市</td><td>0.95</td><td>徳島市</td><td>0.90</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 非木造家屋</p> <p>全市町村を通じて1.00とする。</p> <p>2 設計管理費等による補正率</p> <p>設計管理費等による補正率は、工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額の費用を基礎として定めたものであつて、全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積がおおむね10平方メートル以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。</p> <p>二 固定資産税に係る平成12年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成12年1月1日において地方税法第</p>	指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率	札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90	青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90	盛岡市	0.90	新潟市	0.90	大阪市	1.00	高知市	0.90	仙台市	0.95	富山市	0.90	神戸市	1.00	福岡市	1.00	秋田市	0.90	金沢市	0.90	奈良市	0.95	佐賀市	0.90	山形市	0.90	福井市	0.90	和歌山市	0.95	長崎市	0.90	福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90	水戸市	0.95	長野市	0.90	松江市	0.90	大分市	0.90	宇都宮市	0.95	岐阜市	0.90	岡山市	0.95	宮崎市	0.90	前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90	浦和市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.90	那覇市	0.90	千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90		
指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率																																																																																																																																																																																																										
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90																																																																																																																																																																																																										
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90																																																																																																																																																																																																										
盛岡市	0.90	新潟市	0.90	大阪市	1.00	高知市	0.90																																																																																																																																																																																																										
仙台市	0.95	富山市	0.90	神戸市	1.00	福岡市	1.00																																																																																																																																																																																																										
秋田市	0.90	金沢市	0.90	奈良市	0.95	佐賀市	0.90																																																																																																																																																																																																										
山形市	0.90	福井市	0.90	和歌山市	0.95	長崎市	0.90																																																																																																																																																																																																										
福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90																																																																																																																																																																																																										
水戸市	0.95	長野市	0.90	松江市	0.90	大分市	0.90																																																																																																																																																																																																										
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.90	岡山市	0.95	宮崎市	0.90																																																																																																																																																																																																										
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90																																																																																																																																																																																																										
浦和市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.90	那覇市	0.90																																																																																																																																																																																																										
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90																																																																																																																																																																																																												
指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率																																																																																																																																																																																																										
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90																																																																																																																																																																																																										
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90																																																																																																																																																																																																										
盛岡市	0.90	新潟市	0.90	大阪市	1.00	高知市	0.90																																																																																																																																																																																																										
仙台市	0.95	富山市	0.90	神戸市	1.00	福岡市	1.00																																																																																																																																																																																																										
秋田市	0.90	金沢市	0.90	奈良市	0.95	佐賀市	0.90																																																																																																																																																																																																										
山形市	0.90	福井市	0.90	和歌山市	0.95	長崎市	0.90																																																																																																																																																																																																										
福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90																																																																																																																																																																																																										
水戸市	0.95	長野市	0.90	松江市	0.90	大分市	0.90																																																																																																																																																																																																										
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.90	岡山市	0.95	宮崎市	0.90																																																																																																																																																																																																										
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90																																																																																																																																																																																																										
浦和市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.90	那覇市	0.90																																																																																																																																																																																																										
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90																																																																																																																																																																																																												

349条第2項第1号に掲げる事情(損壊その他これに類する特別の事情を除く。)がある家屋で、当該事情が平成14年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の平成14年度の価額(平成14年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。)

四 固定資産税に係る平成16年度又は平成17年度における在来分の家屋のうち、平成16年1月1日又は平成17年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情(改築その他これに類する特別の事情を除く。)があるもので、当該事情がそれぞれ平成15年1月2日又は平成16年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成16年1月1日又は平成17年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成15年1月2日又は平成16年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の平成15年度の価額(平成15年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成16年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成17年度において同節によつて価額を求める場合にあっては、平成16年度において同節によつて求めた価額をいう。)

五 市町村長は、固定資産税に係る平成15年度における在来分の家屋のうち、平成15年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、平成15年度の価額を本節三によつて求めることが当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成15年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成15年度の価額を本節三によつて求めることが固定資産税の課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

六 市町村長は、固定資産税に係る平成16年度又は平成17年度における在来分の家屋のうち、平成16年1月1日又は平成17年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その平成16年度又は平成17年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

349条第2項第1号に掲げる事情(損壊その他これに類する特別の事情を除く。)がある家屋で、当該事情が平成11年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の平成11年度の価額(平成11年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。)

三 固定資産税に係る平成13年度又は平成14年度における在来分の家屋のうち、平成13年1月1日又は平成14年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情(改築その他これに類する特別の事情を除く。)があるもので、当該事情がそれぞれ平成12年1月2日又は平成13年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成13年1月1日又は平成14年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成12年1月2日又は平成13年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の平成12年度の価額(平成12年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成13年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成14年度において同節によつて価額を求める場合にあっては、平成13年度において同節によつて求めた価額をいう。)

四 市町村長は、固定資産税に係る平成12年度における在来分の家屋のうち、平成12年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、平成12年度の価額を本節二によつて求めることが当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成12年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成12年度の価額を本節二によつて求めることが固定資産税の課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

五 市町村長は、固定資産税に係る平成13年度又は平成14年度における在来分の家屋のうち、平成13年1月1日又は平成14年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その平成13年度又は平成14年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。